

令和3年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録

令和3年9月6日

招集年月日	令和3年9月3日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和3年9月 3日午前10時05分			議長	中本 正廣
	閉会	令和3年 月 日午後 時 分			議長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	7番	影井 伊久美		8番	田 島 清	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	小 田 和 子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	総 務 課 主 幹	三 井 剛		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	児 玉 裕 子		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	片 山 豊 和		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和3年9月6日

	一般質問
--	------

令和3年第5回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和3年9月6日

日程	議案等番号	件 名
第1		一般質問

令和3年第5回定例会
(令和3年9月6日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。今期定例会において、お手元に配付した一般質問通告表のとおり、9人の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許します。1番、角田伸一議員。

○角田伸一議員

おはようございます。1番、角田でございます。異常気象の夏が通り過ぎようとしております。猛暑日の晴天続き、台風が通り過ぎた後は、一転して、豪雨、長雨、記録的な降水量、日本各地で土砂災害、河川の氾濫が発生をしました。多くの被害が発生した中で、広島県内におきましても、広範囲に特別警報が発令されるなど、自然の猛威をまざまざと見せつけられたところでございます。こうした中で、安芸太田町では、一步間違えば人命に関わったかもしれない、国道への土砂崩れやそのほか路側崩壊、農地、林道への災害が発生をいたしました。人災がなかったことは幸いでしたが、早期の復旧が求められるところでございます。我々の住んでおります山間地域は、国土保全の観点から、健全な森林整備に努めなければならないと再認識をいたしました。台風、長雨の期間は、危険と隣り合わせの苛酷な状況の中、日夜を問わず、住民の安全安心確保のため、活動されました町長始め、職員、消防団員の皆様には、心より敬意を表します。本当にご苦労さまでした。スポーツの祭典、オリンピック、パラリンピックが、1年遅れて開催をされました。いろいろな意見がある中での開催でございましたが、いざ始まりますと、日本選手の活躍や結果、一喜一憂したところでございます。昨年から続いております、新型コロナウイルス感染症は、拡大、減少を繰り返し、ワクチンの接種が進んでおりますが、今も緊急事態宣言の期間中ということで、終息への出口が見えないまま、不安と恐怖を抱えた生活を強いられております。誰もがマスクの要らない生活に戻りたい、の心境であろうと察するところでございます。このように、例年に増して多忙を極める中、令和3年度も中間点に近づきました。本年度の事業が、円滑に執行されることを願っております。本定例会に上程されました令和2年度決算認定につきましては、費用対効果が生かされた行政運営であったかという視点で、審査に臨みたいと思っております。それでは、通告しております一般質問をさせていただきます。林業について、一口に林業とは言いましても、森林造成、伐採搬出、木材加工販売、消費の仕組みの中に、木材市場を始め、専門的な業種が単独または複合して存在し、林業界を形成しております。その中で、木を育てる森林造成の分野におきましても、一旦造林に着手したら植栽から利用可能な樹木になるまで、少なくとも50年くらいは手入れを必要とします。安易に事業量を調整することは困難であり、それ相当の投資も必要でございます。伐採、造林、森林整備という循環型林業が成り立つには、森林造成に再投資できるだけの伐採収入が求められるところでございます。この森林造成に当たる事

業分野の活性化が見られない環境の中、去年はコロナ禍の影響で、木材流通が停滞するのではないかと、また市場への出荷停止も懸念され、伐採が控えられた経緯がございます。今年は住宅産業で木材不足が発生をしております。これは外国産の木材輸入が激減したことにあります。もともと、国内の木材需要量の40%を国産材で、60%を輸入材に頼っている我が国で、輸入材の激減が木材不足を引き起しております。古い話になりますが、昭和48年から49年にかけて、オイルショックがありました。これは原油価格の高騰により、石油消費国で石油製品はもちろん、日用品ではトイレットペーパーに至るまで価格の高騰、品不足で国民の全てが大きな影響を受けた記憶がございます。このたびの木材不足のことをウッドショックと言っております。注文した木製品の納期が遅れる、納期が未定で建築が進まないなど、建築現場での木材不足は深刻であると言われております。ここに来て、大きな災害が発生をし、復旧のための木材の需要も高まると予想され、今以上に木材不足が深刻化するのではないかと予想をされるところでございます。外材の不足を国産材でまかなうという発想もありますが、即座に対応できる国産材の流通加工システムにはなっていないと思います。何よりも、原木を提供する側、山林所有者の経営意欲、あわせて伐採搬出能力の強化も必要だと思います。このように、国内で木材不足、ウッドショックが生じていることについて、どのように認識をされているのか、次のとおり伺います。一つ、ウッドショックについて、なぜ木材の輸入が激減したか、原因、これからこの事態がどう変わっていくと予想をされますか。国産材を提供する側として、林業のあるべき姿はどうあるべきと思われるか。質問内容が変わりますが、バイオマス発電事業の可能性について、自然資源とは、山林、水源、景観等、その一帯の空間を含め、公共性のあるもの全てを含んで資源と言っております。林業という視点では、樹木を資源として捉え、木を育て、売却するというのが基本でございます。安芸太田町、合併前の町や村の時代、公営民営を問わず、伐採造林、森林保育に努めてきました。当時植栽した木は、大きくなれば高く売れると誰もが思っておりました。より収益性を高めるために、木の質を高める作業、安定した供給体制の整備を図るため、関係市町村で、太田川林業振興協議会、太田川流域森林整備センターを整備をし、太田川材というブランドづくりに努めてきた歴史がございます。植栽してから25年を過ぎた頃から収入間伐を繰り返し、優良な森林に育てる指針に沿って、森林の整備に取り組み、山には大量の木材が蓄積をされております。ウッドショックで、国産材の流通にどのような変化があるかは計り知れませんが、今までのように、木材を市場に出荷するだけでなく、独自に消費する仕組みについても考える必要があると思います。市場出荷には樹種、大きさ、形質、数量等規格や規制があります。樹種や形質にこだわらず、多量の木材が必要とする森林バイオマス発電の可能性について、調査検討されてはいかかと思いますが、お考えを伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。おはようございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。角田議員から、まず林業についてということでご質問いただきました。最初にウッドショックについて特に取上げていただいております。ウッドショックということについて、これ様々な分析があるようでございますけれども、1番大きなといいますか要因というのは、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、アメリカのほうで、特に低金利政策による景気刺激策が行われ、住宅建築の需要が急増を起しているということがまず大きな要因として言われております。また中国のほうでもですね、インフラ整備をあわせて行われてるようでございまして、こうした世界的な木材需要の高まりで、言ってみれば世界的にも、建築用材が不足しているというふうに聞いております。またそれとは別の観点からですね、やはりコロナの関係で、世界的にも、自宅で

過ぎられる方が多くなる中で、ネットショッピングの利用が増えていると。これで流通が圧迫されて、コンテナ不足が起こって、日本への木材の輸入が、これができない状況が起こっているという話もお伺いしてるところでございまして、そういったことが大きな要因として、ウッドショックという形で今世界的に広がっているということだと、いうふうに聞いております。このウッドショックによって、国内の国産材のほうの価格も実は上昇しているところでもございまして、実際に本町の近隣で言いますと、広島林産中市さんなんですね、とかで聞いておりますと、コロナが影響する前の令和2年1月から令和3年8月を比較しますと、杉で約1.2倍、ヒノキで約2倍、価格が上昇しているというふうに聞いております。といった状況でございまして、その上で今後の予測についてもご質問いただきました。今後の予測というのは専門家の間でもいろいろと評価分かれてると聞いておまして、コロナが終息すれば、またもとの価格に戻るんじゃないかというご指摘もありますし、また一方で、この木材需要の増加というのは当分続くともなしている方についてはですね、この木材価格の高騰も、むしろこれから常態化するんじゃないかというご指摘もあるようでもございまして、なかなか予測は難しい、専門家の中でさえ分かれているという状況でございまして、我々としてもなかなか予測は難しいのではないかなというふうに思っております。その上で国産材を提供する側として、林業のあるべき姿はどうあるべきかというお質問をいただきました。国産材を提供する側としては、今回のこの木材、材の値上がりをしてというのはまさに、チャンスだというふうに思っておりますけれども、できれば国産材を提供する側としてはですね、これが一時的な需要ではなくて、ぜひ常態化をしていただければありがたいなと。しかもこれが特に国内の需要という観点で、例えばあの今の木材が不足しているということもありがたいことではありますが、むしろ、木の良さを多くの皆さんに知っていただいて、その結果として例えば木材の建築ブーム、木材による建築ブームが国内で盛り上がってくる、そういった地に足のついたですね、そういう需要が増えていただくことが1番かなと、いうふうには思っておりますが、なかなか環境を我々のほうで選ぶわけにはいきませんので、むしろやっぱりこういう状況に対応していく、ということのほうはむしろ重要かと思っております、その意味では、議員のご指摘もありましたけれども、どういう状況になったとしてもですね、そういったときの需要にしっかり応えられるように、材を出す側の伐採、搬出能力の向上ということが、目下1番、我々として重要な対応ではないかなというふうに思っております。この木材の生産体制が強化されれば、一時的な需要であれ、あるいは恒常的な需要であれ、対応することができるということでもございまして、本町としても、従来から、例えばまあ今年に入って、森林現況調査をずっと継続しておりますけれども、この現況調査を生かして、計画的な搬出間伐ですとか、あるいは皆伐再造林ができるように、山主さんにしっかり働きかけていくということも重要だと思っておりますし、また新しい担い手の確保ということで私、従来から申し上げております、自伐型林業者の育成といった取組、これを引き続き、進めていきたいというふうに思っているところでもございまして、また、バイオマス発電についてもご質問いただきました。このバイオマス発電については私自身もですね、かねてから大変関心があるということは、議会の中でも何度かお話をさせていただいたところでもあります。本町では、この森林バイオマスの利用については、平成22年に安芸太田町新エネルギービジョンの中で、しっかり取り組んでいこうということが明記をされまして、具体的には、いこいの村のバイオマスボイラーですとか、あるいは各家庭にまきストーブを導入するときにも支援をするといった取組が中心だったというふうに聞いておりますけれども、議員ご指摘のバイオマス発電についてもですね、何度か町のほうにもご相談があったというふうに聞いておりますが、残念ながら、現状は具体化に至っていないということでもございまして、特に最近の動きとしては、バイオマスについて小型の発電機もかなり開発が進んでいるということもあってですね、一段とその導入可能性が広がっているというふ

うに私も感じているところではございますが、一方で、各地域でそういったバイオマスの導入が進んでる中で、木材のチップが最近はまだ特に確保することが、問題になってるということもまた、認識をしております。本町においてもですね、過去のその木質バイオマス発電の導入に当たっては、木材チップの確保そのものの見通しですとか、あるいは値段の関係で、なかなかうまく進まなかったということも聞いているところがございます。そういう状況ではございますが、改めて今の状況を考えております。あるいは私自身も、自然を生かしたまちづくりという話を進める中で、その一つの方法として、この森林資源をしっかりと活用すること、その上でもエネルギーの自給自足という観点から、木質バイオマス発電、大変重要な視点だと思っております。私自身もですね、幾つかそういうプロジェクトについては、ご相談もいただいているところがございますので、改めて、その実現に向けて具体的な検討を進めていきたいと思っておりますし、場合によっては、委員ご指摘のような調査検討といいますか、予算措置をしっかりとした上で取り組むということも考えていかなければならないと思っております。またそのときには、議会のほうにも改めてご相談をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。林業について答弁をいただきました。ウッドショックが起きた原因として、アメリカ、中国で木材の需要が高まったこと、また、輸送の面で輸入が困難となっているということでもございました。これもコロナウイルス感染症拡大が影響しているということで、コロナウイルスが与える影響の大きさを再認識をしたところがございます。国産材を提供する側として、状況はどうあれ、生産体制の強化が必要であると答弁がありました。山林所有者へ間伐等の森林整備を働きかけ、また担い手対策について、本町の取組について触れていただきましたが、姿勢を示すにとどまらず、実現をしていただきたいと思います。もともと、林業の林業振興の旗振りには、森林組合があたっておりました。森林整備の補助金の流れも、市町村を経由することなく、国から県、県から森林組合へ。森林組合が森林所有者の代表者として、補助金の交付申請なり、補助金の受領も行っておりました。時代とともに、私有林の森林整備につきましても、市町村の負担が義務づけられ、市町村経由の補助事業も創設をされ、市町村が林業振興にかかわりを持つ仕組みへと変わってきております。森林組合と山林所有者の関係は、森林組合員というパイプがあって、事業の実施計画や個別の情報交換が円滑にできる状態にあります。一方、市町村は森林組合のような山林所有者と情報交換できるようなツールが存在しないため、市町村の林業振興は、結果として曖昧に進められていたということだと思います。現在は、森林環境譲与税を財源として、市町村が主体となって森林整備を行う、新たな森林管理制度が始まっております。先ほど、町長からもありましたように、安芸太田町は山林所有者の意向調査を実施をされ、森林所有者の意向に基づいて、森林経営管理権の設定業務が進められていると思います。そこで、森林所有者と経営管理権の設定状況について教えていただきたいと思います。森林バイオマス発電事業については、非常に前向きな答弁をいただきました。本町は森林が90%を占める山間地です。森林バイオマス発電があれば、木材需要の拡大、森林整備を進むものと期待をされるものであります。幅広く情報収集を行い、検討されるべきであると思います。それでは、先ほど求めました経営管理権の設定状況について答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

森林所有者との経営管理権の設定状況ということでご質問をいただきました。現在は町へ委託を希望される森林の位置でございますとか、杉、ヒノキの人工林を抽出し、現況調査を委託するエリアの特定と図面化が完了をしている状況でございます。また、回答、意向調査で回答のありました森林所有者も把握できたところでございます。これから森林整備の、森林整備の準備といたしまして、森林現況調査の実施でございますとか、森林所有者との権利契約を進め、森林整備へとつなげていきます。また、森林の現況調査につきましては、委託団体と連携し、境界確定などが調査完了したものから順次ですね、権利設定を進め、施業を行いたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。経営管理権の設定状況について答弁がありました。実績としてはまだまだ程遠いというように感じております。現在はですね、この森林環境譲与税、これを財源とした森林整備について、国民の関心はあまり高くないと思います。令和6年度から森林環境譲与税という実際に、国民の個人住民税の均等割納税者から国税として1人1000円の徴収が始まることになっております。その時が来ればですね、国民は納税者として、税を財源とした森林整備に目を向けることとなります。早い時期に新しい森林経営管理の仕組みに沿って、森林整備が計画的に進められる状態を築くことが、木材生産体制の強化につながるものと思っております。林業についての質問はこれくらいにしまして、次の質問に移ります。秋の行楽シーズンの交通対策について。コロナウイルス感染症対策の一環として、行事イベントの中止や規模を縮小してのイベントが開催される状態が続いております。これから訪れます秋の行楽シーズンにおいても、同様の事態が想定されるところでございますが、昨年も町内で多くのイベントが中止されましたが、自然を満喫するため、三段峡を始め、紅葉の名勝にはたくさんの方が訪れました。迂回路の少ない安芸太田町の道路事情もあって、交通渋滞が発生したところもあります。筒賀の大銀杏前の国道は、上り下り双方向で、今までになかったような渋滞が発生をしました。吉和方面につきましては筒賀支所あたりから、また戸河内インターチェンジ方向へも数百メートルの渋滞が発生をしました。大銀杏を目的に来られる方につきましては、駐車場に入るまでの多少の待ち時間は想定範囲であると思っておりますが、地元住民が日常生活の中でこの停滞に巻き込まれ、大変な思いをされた方もおられます。渋滞の原因は、駐車場の収容能力が十分でないこと。円滑に駐車場へ出入りができない構造にあると思われれます。大歳神社の神主さん、また安芸太田町観光課の職員が、交通整理にあたっておられるところを見ました。これは、渋滞解消のための緊急対応であったと思っております。筒賀の大銀杏は、広島県指定の天然記念物であり、町の名所観光スポットとして積極的にPRしているところもあります。安芸太田町として、秋の行楽シーズンの渋滞解消のための対策は考えておられるかどうか、次の通り質問をします。一つ、臨時の駐車場を設けること、また交通整理について何かお考えがありますか。二つ目。既存の大銀杏駐車場の出入口につきましては、出入りに細心の注意を必要とする構造だと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、秋の行楽シーズンの交通対策ということで、筒賀大銀杏の交通渋滞に関するご質問を受けましたので、答弁をしたいと思います。筒賀の大銀杏につきましては、ご質問ありましたように町の観光地の一つでございます。ホームページ等で広く宣伝をしております。秋の行楽シーズンには、観光客に来てい

ただいております。通常は、既存の臨時駐車場に看板を設置して、駐車していただきますが、昨年度は、訪れる観光客の多さで渋滞となり、緊急的に交通整理をしましたが、今年度は同様の状態とならないよう、対応を検討しております。具体的には、本町に訪れる、紅葉目当ての観光客は、10月下旬から11月中旬の土曜日、日曜日、祝日に最も多いため、その期間限定で安芸太田中学校のグラウンドを含めた臨時の駐車場の確保を考えていること。道の駅などで看板による渋滞注意を行うこと。現地ではガードマンの配置を行って、対応したいと考えているところでございます。大銀杏駐車場の構造についてのご質問いただきました。既存の臨時駐車場につきましては、ご指摘ありましたとおり、出入りが難しく、昨年度は交通整理がないと対応できませんでした。出入口を改修すれば、より便利になると思いますが、ご指摘の駐車場につきましては、本来学校の施設ということもあります。大銀杏の見学には、臨時的に使用を許可しているところというのが現状でございます。今年はしっかりガードマンを確保いたしまして、通整理をさせていただくこととした上で、こちらの臨時駐車場の扱いにつきましては、改めて、学校施設との利用、利活用の考え方、大銀杏周辺の施設全体の見直しも含めた検討が必要だと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

筒賀大銀杏前の交通渋滞について、紅葉の期間限定の臨時駐車場を設けて対応するとの答弁をいただきました。ガードマンの配置も考えておられるということなので、昨年ほどの渋滞に至らなければいいというふうに思っております。駐車場は、交通整理が必要な構造であると認識はされておるようです。学校施設なので、大銀杏周辺を含めた検討が必要と考えておられるとの答弁でございました。ちょっと確認のためにですね、一つ質問をさせていただきますが、この質問は町長と教育長にしたつもりです。教育長からの答弁はありませんが、予定される臨時駐車場は、学校のグラウンド、教育施設でございますが、先ほど産業課長が答えられた内容でいいのですか。答弁を求めます。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。ただいまご質問いただきました、教育委員会の対応としてのところのことについての答弁をさせていただきます。基本的に、議員ご質問のありましたように、今回大銀杏の話で臨時駐車場と設定しておりますのは、学校用地でございます。基本的に学校用地を利用するに当たりましては、当然、産業観光課等ともですね、協議をしながら、通常の学校運営に支障のない範囲で、臨時駐車場として利用しているものでございます。また、学校休業日のですね、グラウンド等の使用につきましては、規定があります。学校開放等の活用という形で地域の開放と、そういうところの位置づけの中で、グラウンドの使用を許可しているものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。駐車場の件についてですね、協議ができているということですので確認をさせていただきました。駐車場の構造につきましては、大銀杏の見頃の時期の交通状態を見て、次につながる検討が必要だと、いうように思っております。それでは、次の質問に移ります。地域商社あきおおたについて。産業振

興というものづくり、それを商品として売る商工業、人の流れをつくる観光交流、しかも速やかな流れでビジネスチャンスを広げていく。官民協働で、安芸太田町の活性化を図るという大きな構想。安芸太田町の活性化を総合的に推進する推進母体として、また実践母体として一般社団法人、地域商社あきおおたは設立をされました。地域商社は、二つの大きな事業があると思います。一つは、イベントや観光情報の提供、また、安芸太田町の交流事業等の調整窓口としての役割など、公益性の色合いの強い事業でございます。二つ目は、独自に事業を展開して収益を確保すべき事業、例えば物を売る、収益性のある事業を実施する、要するに稼ぐことを目的とする事業でございます。重点道の駅来夢とごうちにつきましても、地域商社あきおおたが管理運営することを前提に、今、再整備計画が進められているところであり、地域商社あきおおたの安定した経営が求められているところでございます。公益事業につきましては、本来、町が実施すべきものも含まれており、必要経費につきましては、委託料で賄うことができます。収支バランスがとれた事業展開になっているのは当然のことと思います。収益部門で、独自に収益を確保し、地域商社あきおおたそのものが自走できる経営体でなければならないと思います。そこで、地域商社あきおおたの経営状態についてお尋ねをします。地域商社あきおおたの組織体制は整っていますか。地域商社あきおおたの総収入に占める補助金、委託料、独自の事業収入の割合について、地域商社として独自に収益を確保する事業の取組状況、今後の展開について。道の駅出店者協議会、産直市生産者協議会の実態について、以上について答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、地域商社あきおおたについてご質問をいただきました。個別のご質問についてはまた担当課長のほうからもお答えをさせていただくんですが、私のほうから冒頭の経営と組織体制についてちょっとお答えをさせていただければと思っております。ご指摘のように、地域商社あきおおたというのは、本町における産業振興の要ということで、当時、都市部等との機能の活発化を図る組織、として、第二次長期総合計画において、強く打ち出され、30年度、平成30年度に設立をされたものでございます。当初は、観光協会と連携をしながらですね、商社がどちらかといいますと、物販を中心に、地域資源の商品開発、それから販路拡大、というのがやはり大きな役割として期待をされていたというふうに伺っているところでございます。その後まあ、そのときそのときの状況を、特に行政の要請もありまして、時にはいこいの村ひろしまの運営なども一時期手がけることもありましたけれども、最終的にはですね、おおむね産直市も含めた道の駅の管理、それから、民泊事業、そして、森林セラピーとのアクティビティといった三つの取組が大きな柱になっていたというふうに、私自身は理解をしてるところでございます。この間、実際に、道の駅の売店や産直市への来訪者及び売上げというのは、いずれも右肩上がり成長してるところでもありますし、民泊事業も概算で約4000万円、毎年町内に落ちるといふ経済効果も生み出すという意味では、一定の成果を残してきたというふうに考えておりますが、私自身も、1年間、これで地域商社の代表理事も兼ねる中でですね、改めてこの地域商社の役割というのは、当初の産業振興という、当初の役割、特に地域資源の商品化や販路拡大といった物販の支援と、それから観光振興やはり大きな柱にするべきだという思いのもとですね、今年に入ってからは、組織体制の件でございますが、事業本部長のもと、物販道の駅グループ、それから、観光DMOグループ、そして企画管理部門の三つに再編をさせていただいたところでございます。その上で、組織体制の中でも1番大きな課題だと感じておりますのは、6月の定例会でも申し上げましたけれども、やはりスタッフ不足というところでございまして、現在9名

の正職員と、若干のパート職員で今の業務を回しているところでございますが、現状だと、正職員も現場の維持のために、回してる状況でございますね、本来の重要な役割であります、企画や営業といった部分がなかなか進んでいけないという状況でございます。これは私も、今年に入って、実は千葉の枇杷倶楽部という、道の駅のグランプリをとらえたようなところを見てまいりましたけれども、千葉の枇杷倶楽部のようなところで言いますと、スタッフ 20 名、正職員が 20 名、パートはむしろ 44 名ということですね、そういった意味では運営についてはしっかりとパート職員さんが回しながら、本来必要な企画とか営業そういった部分は正職員さんがやっているという状況もあり、改めてですね、こういった部分は見習っていかなければ、なかなか本来の仕事というのができないんじゃないかなというふうに感じているところであります。改めて今、物販道の駅グループというのは、道の駅と産直の管理運営を行う予定でございますが、これは昨年度、地域おこし協力隊を 1 人商品開発担当ということで入れさせていただきました。また若干パート職員も今増やしてるところでございます。一方で、観光DMOグループがですね、従来の民泊事業に加えまして、森林セラピー等のヘルスツーリズム事業、あるいは体験型観光をこれからしっかり拡大していきたいということで、こちらにも実は観光の専門家に、今年に入って、アドバイザーとして入っていただくなど、体制の強化も、取組をさせていただいてるところでございます。その上で、今後は、引き続き、地域おこし協力隊員を集中的に配置をするなどですね、これはまあ経営規模のともしっかりと相談をしながらでございますけれども、職員の体制を強化しながら、また一方で、地域の事業者やあるいは農家との連携も深めて、産業振興における結果をしっかりと出していきたいなというふうに思っているところでございます。なおつけ加えて、今の先ほどの話でいいますと、議員の分類で言いますと、商社の事業というのは、公益性の強い事業と、それから収益を確保していく、最終的には実装を目指した、そういう事業の二つに整理をされたというふうに理解しております。私自身もご指摘のとおり、将来的にはですね、今申し上げました収益を確保しながら、その収益で、また地域商社自体の経営を回していく、自走してもらうというのが最終的な目標だというふうに思っております。一方で、公的な色合いが強い部分については引き続き、今度は町のほうから委託事業のような形で資金を出していくということが最終的な目標ではないかというふうに思っておりますが、現段階では、今申し上げた、収益を確保して進めていく事業というのが、これがまあまさに、商品開発や販路開拓といった物販、さらには、観光商品の開発という部分になりますけれども、これらの事業というのは、いずれもですね、まだまだ町内の事業者さんをしっかり育成をしていくことが必要だと思っております。その意味において、今は町として、地域商社あきおおたに、この産業振興も、ある意味公的な仕事として、町が商社にミッションとして、お願いしている産業振興育成というのは公的な部門として、今はまだ取り組まなければならない仕事だというふうにも感じております。この公的な仕事としての産業振興をしていただきながら、事業者を育成していただきながら、徐々に、商社自身もその分野から収益を稼いでいく。そういう流れになってく行くのじゃないかなというふうに感じているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。地域商社あきおおたにつきまして、総収入に占める補助金、委託料、独自の事業収入の割合ということでご質問を受けました。地域商社あきおおたの総収入に占める割合といたしまして、令和 2 年度決算から、補助金が 57%、道の駅、指定管理施設として委託料が 4%、独自収入につきましては道の駅の売上げで 39%となります。元年度で補助金が 23%、委託料 7%、独自収入 70%となります。元年度と 2

年度、比べまして補助金の比率が、前の年度と比べて高くなっております。コロナ禍による、教育民泊の実施ができず事業減少したこと。また、コロナ関連の対策事業の補助金というのが増えましたので、そういったことが主な理由となります。地域商社として独自に収益を確保する事業の取組状況といたしまして、具体的に説明をさせていただきます。今年度、地域商社と、町の産業観光課で、産業振興戦略を計画することで、連携会議を開催してまいりました。昨年度は、この中で、1か月休業にもかかわらず売上げを伸ばすことができいております。祇園防柿のキャンペーンでございますとか、Come Up アップキャンペーンなど、季節商品を積み合わせ商品等の新たな開発を行っているところでございます。しかしながら、町内事業所、事業者の皆さんを含めた連携をさらに確保するため、中間組織として、物を町内から仕入れて販路拡大をしながら売上げを伸ばしていきたいと考え、職員を充てていると聞いておるところでございます。観光面につきましては、8月から業務委託ではございますが、地域商社あきおおたで観光アドバイザーの派遣を受け、新たにオリジナル商品、オリジナルの旅行商品を開発し、旅行者に販売する事業の実施に力を入れているところでございます。観光事業者の支援でありますとか、独自ツアーを組んだり、また、観光地のまちづくりまで加わってこうというアイデアは、極めて先進だと、先進的だと思いますし、その商社の在り方についても、行政としっかり連携を図りながら、民間のスピード感ある対応を進める体制として実施していきたいと考えておるところでございます。道の駅出店者協議会や、産直市、生産者協議会の実態につきましてご質問をいただいております。道の駅出店者協議会というのは、チャレンジショップでございますとか、レストランなどの事業者で協議会を行っているものと、太田川産直市であります、二つの協議会に参加をしております。道の駅出店者協議会では、営業活動による、事業者の連携でございますとか、コロナ対策などの協議を行っています。これからは観光客が求める商品の提供について、協議したいと聞いておるところでございます。太田川産直市でございますが、地域商社あきおおたは、こちらの産直市から委託を受けて、商品の陳列でありますとか、集荷を行っております、運営主体は生産者であり、経営には関与していません。このことについて、少し調査をいたしました。地域商社あきおおたの職員が野菜などを集めているものの、営農指導員ではございませんので、野菜の栽培まで指導ができてないというのが実態となっております。生産者である町民の方、またJA、地域商社あきおおたの連携協議の中で、今後の運営について方針を示すことが必要ですが、新道の駅による産直市の開発は必須であると考えております。ご指摘の地域商社あきおおたが自走できる形態として、重要な視点であると認識をしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。地域商社あきおおたについて答弁をいただきました。組織の体制につきましては、スタッフの不足、また体制強化の必要性があるというように伺いました。地域商社あきおおたの収入割合につきましては、取り組む事業の内容事業量によって変動はあるものの、令和2年度においては、補助金が50%を超えているということでございます。地域商社として独自に収益を確保する事業について、商品の開発、販路の拡大、観光面で自主事業の展開を図っているというように承りました。道の駅出店者協議会の実態につきましては、産直市生産者協議会と事業面での協力はあるが指導はしていないということ。JA生産者、地域商社の連携協議の必要性があるということは認めておられるというように感じました。産業振興の観点から、町の産業観光課も積極的に関与されるべきではないかというように思っております。将来的に、地域商社は自立自走を目標として取り組みたいというように、町長のほうから答弁がございました。

地域商社あきおた設立の目的達成のためにも、経営の健全化は避けて通れないというように思っております。以上で私の一般質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で、1番角田議員の質問を終わります。しばらく休憩いたします。換気をひとつよろしく。

休憩 午前10:47分

再開 午前11:00分

○中本正廣議長

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい、9番矢立孝彦議員。

○矢立孝彦議員

皆さんおはようございます。テレビを見ておりましたらね、東京のほうの若い方たち、が、コロナワクチンを打つのに、何千人として並んでおられると。打たれるのは僅か何百人と。競争率が相当あるというような実態。コロナの影響がですね、全国的にまあ大変深刻な状態であると。このものが日本でコロナワクチンを打つのに、朝早くから並んで、打たなくてはならない。打たれない若い方たちがたくさん発生すると。というようなことが生じておるということについてはですね、やはり、どこか問題があると。その反動は政府に向かっていくと。いうことなのでしょうね。そういう実態が今本当に頭を痛めておるということでございます。橋本町長も、就任以来、このコロナの対策にですね、相当頭を痛めておられるというふうにまあ、思っておりますけども、その中で、様々な課題を克服していくということで、新しい風を安芸太田町に吹かしていきたいと、いうことのようにございましたけれども、先般、上殿地域の学校統合問題の中でね、地域の皆さんが保護者のアンケートをとられた結果の中で、いみじくも橋本町長の新しい風は一向に吹かない。こういう回答が、3割ぐらい、3割以上ありました。そういう中でね、そのテーマがいろいろありますけれども、そういう意味で、町長の奮闘を願いながら、今回は2題の質問をさせていただきたいと思えます。コロナの影響によってですね、かなり経済活動が非常に停滞しておるというような状況でございますね。いずれにしても、国も、対処療法にこれしかりというようなことでね、対象事業者のほうへ補助金を突っ込んで、何とか我慢してくれと、こういうこと。それから医療の問題、分野においても、抜本的な方向が示されないまま国民についてはですね、相当の不安感を増幅させておると、こういうのが実態でございますよね。そういう中で、先週でしたか、菅総理大臣がですね、自民党の総裁選挙が間近に迫っておりますけれども、それには出馬しないと、いう決断をされました。中央政界のほうではですね、もう本当に、ごちゃごちゃの状態のようでございます。そういう中で、自民党の総理総裁、総裁を選ぶということについてはですね、内閣を構成する総理大臣を選ぶということを意味してるわけですから、そういう中で、広島県の代議士の先生がですね、手を挙げておられるということでございますけども、県民としては、本当に頑張ってほしいなというふうに思っております。また、今検討しておられる候補、はですね、非常に国民的に人気もあるような候補であるようですが、エネルギー政策、特に原発の関係についてはですね、相当入れ込みがあるというふうな候補のようでございます。今後、総理総裁が誕生した場合はですね、エネルギー政策が相当変わってくるだろうと、いうふうにまあ、予測をしております。そういう中で、本町がですね、橋本町長が就任をされて以来、コロナ対策で相当のエネルギーをね、使っておられるというふうには思います。大変お気の毒だなあという思いもありますけれども、こういうときだからこそですね、町の在り方、あるいは方針、進め方をですね、十分検討する時期ではないだ

ろうかというふうに思う今日この頃です。いろんな見方がありますけども、私個人的には、1、2年でこのコロナの影響というのはですね、終息しない。恐らく10年以上かかるであろうと。その対策について、もう10年ということになるとですね、約20年、これまで空白の20年間というのがありましたけれども、今度はコロナによってですね、日本の社会構造あるいは経済構造はですね、大きく転換をしていく20年になってくるだろうと思いますね。そういう見方を個人的にはしております。したがって、安芸太田町もですね、これまでの様々な課題についての対応というのはですね、見据えてじっくり腰を落ちつけて、新たなコロナの状況に合わせた形の方向づけをするべきだろうと、いうふうに思いますけれども、そこらあたりがなかなか伝わってこない。ということについては非常に残念だなあというふうに思います。特に今回、第1問目はですね、高速道路を活用した地域拠点整備というテーマでございますけれども、要するに、これまでの産業振興、本町の観光にしても商業工業にしてもですね、抜本的に見直して、新しい時代の中で、即応できるような体制を整えていく、対応していくということが、もう本当に求められておるといふふうに思います。これまでのようにですね、昨年、あるいは一昨年やったものをそのまま踏襲して今年も頑張ってますよと、というような程度の話ではですね、対応できないと、いう時代が、この安芸太田町を囲んでおるといふことでございますから、そういう中で、橋本町長も後半戦になりますので、任期後半戦になりますのでね、少し、頑張ってもらいたいというふうに思います。先ほど第1番目の同僚議員が質問をした中にですね、地域商社の関係がございましたけども、地域商社もですね、これは今の公益事業についてはですね、切るべきだと、いうふうに思いますね。産業関係に特化した形の地域商社にしていくと、公益事業については、第3の社会福祉法人ではなく、一般社団を新たに創設をして、福祉の増進をし、図っていくという形の二本立てでないとはですね、この町は動かないと。今中途半端な形の中で、民泊の関係にしてもですね、森林セラピーのPRにしても、こんなことを地域商社がやりよったんじゃ、おまんまは食べませんよ、はっきり言うて。したがって、ゼロからの原点から見直すということについてはですね、町長筆頭にしっかりと戦略を持ってほしいというふうに思いますね。高速道路を活用した地域拠点整備についてはですね、今回の定例会にも、加計スマートインターの関係で、陳情が出ておりますけれども、その我々の町を取り巻く、高速道路の関係についてはですね、インターチェンジが二つ、パーキングエリアが一つですね、あります。そういった恵まれた環境の中でですね、この町へ年間たかだか5、60万の観光客が来て、今いらっしゃいますよというような程度の話ではですね、おまんまは食べません。はっきり申し上げて。先般千葉県の道の駅を視察されたような報告ございましたけれどもね。道の駅一つについても、年間100万人利用の道の駅というのは、ざらにありますよ。こういう形の中でね、本町の高速道路の活用についてはどうだろうかという見直しを図っていくということではないとはですね、新しいまちづくりなんて夢物語に終わってしまうと。いうことですよ。そういう中で、今回は筒賀PAパーキングエリアについて中心にですね、少し質問をしてみます。4点ばかり申し上げますので、順次答弁をいただきたいと思います。町内外にですね、波及性を求めた国の地域拠点整備事業、これは各省庁に渡りますよね。国土交通省を含めて、自治省の関係もある、いろんな省庁に渡ってありますよ。それを積極的に導入し、夢と希望あふれるまちづくりというものを実現をする必要があるということです。第1番目、国の省庁における主たる当該事業の概要、これは長く説明は要りません。ポイントだけですね説明をいただければ結構です。2番目、筒賀地区の拠点整備、これ従来から、筒賀地区の拠点整備の問題については課題になっております。一向に進まない。質問通告の中で2文字、誤りがあります。「は」と「ま」とこれ、誤りですよ、実際はね。筒賀地区の拠点整備、「を」なぜ進「め」ないのか。ですよこれは、正確に言いますとね。2番目、答弁ください。3番目、これ兼ねて、何年か前に申し上げたこともございますけども、筒

賀PAハイウェイオアシスと位置づけてね、町の活力拠点とすることへの所見。これはあの、ハイウェイオアシス数、設置については全国にもかなり事例があって効果もあるということです。国土交通省の管轄の中で省も、その問題についてはですね、推進する立場、補助、補助等を含めた支援というのはですね、かなりあるということです。幸いに、重点道の駅に今指定をされております。そういう中でね、もう少し高度活用していくということについてはですね、やはり検討していくべきではなからうかという点が3点目です。4点目。今上殿にある道の駅についてはですね、整備中でございますけども、そういう連関整備といいますかね、筒賀地区、それから加計地区、それから上殿地区の道の駅というものをですね、つないでいくような構想。かなりこれ潤沢に支援措置がありますので、そういったところをですね、やはり、うちの町、このコロナの時期にですね、しっかりと下調べをして、方向をつけて、導入をしていくようなスケール、をですね、町政には求めたいと思いますが、以上4点についてご答弁願います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続けて矢立議員より、まず高速道路を活用した地域拠点整備について、ご質問いただいたところでございます。いわゆるハイウェイオアシスの関係はまた担当課長からお話をさせてもらえばと思いますが、最初の筒賀地区の拠点整備をなぜ進めないのかということでございます。ご指摘の生涯活躍のまち構想における筒賀エリアの拠点整備については、平成30年ごろから検討を行ってきたというふうに認識をしております。その検討過程の中ではですね、筒賀支所周辺の施設、それからふれあいプラザ、福祉センター、また筒賀の高齢者生活センターひまわりの各施設が老朽化してる中でですね、これ1か所にまとめようといったような議論もあったというふうに聞いておりますけれども、地域からのご意見や議会でのご指摘もあり、それがなかなか進まなかったということで、現時点ではですね、ある意味白紙の状態だという認識をしております。そういった意味で改めて、この持続可能な、生涯活躍のまちづくりの観点からですね、この生涯活躍のまちの筒賀エリアの拠点の構想を改めて再スタートしなければならないということで、今年度から取組を始めているところでございまして、具体的には、筒賀地域の自治振興会長の皆様と意見交換をさせていただいて、まずはその場でご提案がありました、各年代からのアンケート意見をとってみたらどうかというご意見ありましたので、そのアンケートを行い、意見を集約している最中でございます。今後は、このアンケート結果をもとに、ワークショップ方式で、地域住民や関係団体と意見交換する場を、これはまあコロナの関係もあってなかなか開けてない状況でございますが、緊急事態宣言が明けた後にですね、実施をさせていただきたいと、いうふうに思っております、その中で対応すべき地域課題を整理し、施設の在り方や、あるいは地域のニーズに沿った取組について、基本的な考え方をまずはまとめていきたいというふうに思っているところであります。その上で、筒賀パーキングエリアをハイウェイオアシスと位置づけて、活力拠点することという、いうご指摘ございましたが、まさにある意味議員ならではの独創的な発想だというふうに思いますけれども、改めて今進めております道の駅の議論とちょっと整理をしていかなければならないかなというふうには考えてございまして、筒賀のパーキングエリアと、それから上殿の今の道の駅等の距離も近くてですね、しかも今、ETC2.0を使っていただくと、戸河内インターチェンジからですね、一度、高速道路を降りたとして、また高速道路に無料で戻れるという仕組みもございますので、結果として、今、いろいろなところで言われておりますハイウェイオアシス、ハイウェイオアシスPAから一旦降りて、また、PAを通じて高速に戻ってくるという、在り方とかなり似たような展開にもなると思うもんですから、ここら辺が今、今進めようとしてる道の駅と、こ

れからさらに筒賀のPA、同じようにハイウェイオアシスとして進めるのであれば、差別化なり、あるいは連携をするにしてもどういう連携があるのかということをやはり、考えていく必要があるかなというふうに思っております。その上で、今のハイウェイオアシス的な考え方と、筒賀の生涯活躍のまちの拠点整備、建設ということはどうまた、絡めていくかということでございますが、なかなかあの今我々のほうで連携するべきというよりはですね、むしろ、もう少し地元の皆さんともしっかり話をさせていただいて、またそういった中で地元からもそれはいいじゃないかというようなアイデアがありましたらですね、選択肢の一つとして、また検討していきたいというふうに思っておりますし、またさらにその場合には、上殿の道の駅の議論との差別化なりも十分考えていく必要があるかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。建設課のほうから、ハイウェイオアシスの概要と、全国の設置状況について説明をさせていただきます。ご指摘いただきました、ハイウェイオアシスですが、概要といたしましては、高速道路上にある一部のサービスエリア、パーキングエリアに連結されている道路区域外の都市公園、地域振興施設等の呼称でございます。施設の形態は多岐にわたりまして、その地域の特色を生かした文化施設を中心に、レクリエーション機能、ショッピングモール、都市公園などを備えたエリアゾーンになっております。高速道路の料金所を出ることなく、それらの施設が利用できることが大きな特徴と認識しております。所管といたしましては、国土交通省となりますが、高速道路を活用した、多様な事業の推進を目的に取り組まれているものであり、現在では、全国に26か所設置され、中国地方には2か所設置されておりますが、広島県には現在のところ設置の事例がございません。以上です。

○中本正廣議長

矢立議員。

○矢立孝彦議員

はい。一般質問ですからね。深いやりとり、議論というのはちょっとなかなか難しい制約ありますけれども、ただ一つはですね、そういう制度があるという答弁ですね。したがって、あるものは使やええんですよ、町長ね。あるものは使って、この町に新しい観光客を相当見込めていくというような戦略、それからそれを通じて地域のコミュニティーが醸成される、あるいは、その開設によってビジネスチャンスが広がっていく。等々たくさんありますけれどもね、効果がね、そういうところを目指していくと。同時に、筒賀地区の生涯活躍拠点が止まっておるでしょう。地域からはどうしてないの、早くやってほしいなというような要望も、執行部のほうにもあると思いますし、私のほうにも、同僚議員さん、あるいは、地域の皆さん方からの声も聞いておりますし、かつて、これは町長の責任とは言いませんけども、課題を、対応しないのは行政の怠慢と言われても仕方がない。という発言を橋本町長、教育総合会議の中で言うておられるでしょ。地域、あるいは住民の要望はあるにも関わらず、棚上げにしとるということこそ、行政の怠慢、いう事に当たるんじゃないですか。したがって担当課を含めてですね、町長もしっかりとそこは認識をされて一刻も早く進めてほしいと。ハイウェイオアシスなんていうのはですね、これ手段ですからね。これを無理やりに導入してはどうかという話ではありません。したがって、できるだけ効率のいい効果のいい、県あるいは国とつながっていくような中で、この町が生きていくすべをつくっていくことの、方向性を町長は示していくということで、各担当課あるいは支所のほうはですね、精励をしていくというの

が本来の姿であろうと、いうふうに思いますので、ぜひひとつ頑張ってほしいというふうに思います。この高速道路の関係地域拠点整備についてはですね、住民が要望してもですね、なかなかもう進まないというようなことですね。実態はですよ。しかし、次の質問は、住民が要望しなくてもどんどん進めていくと。いう内容の質問です。第2問、学校統合問題について。でございます。統合問題についてはですね、大きな変革がなされました。いいか悪いかの検証はなされないままというふうに私は認識しておりますけれども、それにつけてもですね、唐突に先般、6月の9日の全員協議会で、統合を進めていくということ、それを、総合教育会議で確認をしたと、いう報告がなされました。対象学校は、筒賀小学校へ統合をするという計画の上殿小学校が、戸河内小学校のほうへ変更をしていくという方向の内容でございましたね。これについてはですね、結果結論についてはですね、今ここで申し上げることはできませんけれども、行政の進め方、あるいは、住民と寄り添う姿勢、等々について、かなりこの問題があると。いうことを中心にですね、質問をいたします。唐突にですね、これまで年に1回程度総合教育会議が開かれておったようでございますけれども、今年度4月19日に第1回目がありましたね。それは傍聴もしていませんでしたので、会議録からですね、どういう内容であったかなど。いうことを、見聞をさせていただきましたけれども、その中でね、町長の発言を少し披瀝します。前段で教育長が今、小学校関係の実態について発言がありました。それを受けてね、町長の発言こう発言されておりますよ。「教育長の言われたとおりだと思います。学校適正配置の方針というものも既に決めていただいて、現状それを翻さなくてはいけない事実はないと私も思っております。そういった意味では、子どもさん方の教育環境を整え切れていない、行政の怠慢だと言われてもしょうがない状況だと私は思っております、その意味においてできるだけ早く子どもさん方の教育環境を整えるということを、担当次長や課長、委員と話をさせていただいて早い段階で、保護者の皆さんと協議しながら進めていきたいというふうにお願しております。」こう発言されたですね。これはね、町長ずれとると私は思いますよ。教育総合、総合教育会議の中で、町長としてはね、学校を統合する方針が一つあると、いう中で、その地域が統合される学校がなくなるということについて、協議を進めていってほしいということについてはですね、町長の発言については、かなり、やはり様々な意見、考え方があろうと思いますので、地域の皆さんと寄り添ってね、理解と協力を得るように努力してほしいと。こういう発言が必要ではないですか。町長の発言については前のめり過ぎると。それを受けて、教育委員会当局がですね、進めていっておると、こういう実態でございます。それもですね、コロナの影響下の中で進めていくわけですからね、大変な制約があると思います。しかし、やはり地域住民の理解と協力を得ると。住民と協働していくという考え方についてはですね、町長が標榜しておった住民の意見を聞きながら調整を進めていきたいと、いうモットーから大きく外れておるんじゃないですか。今もって、地域住民への意見交換会というのはありませんよ。タイトルから知れば説明会という、タイトルで案内はあったようでございますが、説明会というような段階ではないでしょう。そこがずれておる。教育行政を進めていく中で。以前やった手法と同じようにですね、後からハンマーでバコーンとたたいて、強権的に進めていくと。その進め方については、手段を選ばない。こういう品のないやり方が前回行われたというふうに私は認識しておりますよ。今回のそれ踏襲しておられるね。こんなことで、町政へ信頼あるいは協力というのはですね、出てくるでしょうか。今、いろんな声を聞いておりますけれども、保護者を保護者の考え方があると、しかし地域の皆さん方の本音はですね、いろいろあると、これはありますよ実際。そこをじっくりね、膝を交えて、教育委員会と町長とかですね、しっかり理解を得るような協力を得るような形の中でやっていかんと、今の手法は全然、全く具合の悪いやり方だと、いうふうに思いますね。そこでね、あまり少なくはないですが、私もいろいろ合併前、合併以後、町政に携わっておりますけ

ども、質問通告でこれほど、詳細に質問を通告したことはありません。したがって、1 から 10 まで、ちょっと長いですが、これについて順次、説明答弁をいただきたいと思います。1、令和 3 年 4 月 19 日の教育総合会議において、既に決めた方針を早い段階で進めていくことを確認したとしているが、それまで教育委員会と町長部局が協議した事績経過を示されたい。2、現行の学校適正配置計画は、8 年経過しており、社会環境、学校教育環境は大きく変化しており、計画そのものを再検討しないのはなぜか。3、学校適正配置計画策定は、策定以降に統合した学校統合状況等を検証し、公表しないのはなぜなのか。4、本町の児童生徒数の現状等から、学校適正配置の推進に当たっては、上殿小学校のみを対象とすることなく、中学校を含め総合的に再検討し、新たな計画を示すべきであると。いかがか。また今回は、殊さらに上殿小学校のみを対象としているのはなぜか。5 番目、令和 3 年 7 月 19 日の教育委員会会議における学校統合についての審議、上殿小学校を筒賀小学校から戸河内小学校へ統合先変更以前に、同内容を教育委員会機関審議を行った経緯はいかがか。6、令和 3 年 7 月 19 日の教育委員会会議に、教育委員会会議に決定した統合先変更根拠はいかがか。また、筒賀小学校は今後どう取り扱うか等の協議はなされているのか。7、上殿小学校区住民や保護者等の統合意向が把握されておらず、意思集約もされていない段階での統合先変更手法に合理性はあるのか。教育行政裁量を逸脱している。いかがか。8 番。広島県立高校の在り方に係る基本計画においては、県立高校統合基準、一定の条件等を提示し、その基準に至らない場合の救済措置や、学校地域の存続努力を促す自助活動を示している。当町も、これに沿って、加計高校の存続努力を続けていると。この手法に学ぶべきではないか。いかがか。9 番。本町の学校統合基準において、小学校は 15 人以下、または学年 0 人と定めている。上殿小学校約 10 年にわたり地域住民が学校存続努力を重ね続け、その成果も多大であり、町の学校統合基準のラインはクリアしている。また、学校区住民や保護者からの統合要請も発出されてはいないにも関わらず、町教育委員会が強権的、理不尽に統合化を進める合理性を説明されたい。10 番。本件の統合に係る行政手順と手法は、円滑円満な対象学区住民との合意形成を得るものではない。町行政に対する不信や不満等が地区内に拡増している、いかが対応するのか。以上、10 項目にわたる質問で恐縮でございますが、順次、ご答弁願います。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

はい、限られた時間の中で、10 項目、ご質問いただきました。順次、お答えさせていただきたいと思えます。まず今年の年度冒頭 4 月 19 日に総合教育会議で、町長と教育委員との会議を持たせていただきましたが、それ前についてどうなのかということでございます。町長が昨年 5 月末に 5 月下旬に就任されて以降ですね、6 月の 15 日に、昨年度、1 回目の総合教育会議を持たせていただきました。それから、先般の 4 月 19 日ということになるわけでございますけれども、その間、町長も上殿小学校含め町内の小学校を視察していただき、また、子どもの学びの状況や、施設環境等についても、ご覧いただき、その都度我々のほうにもご意見、ご示唆いただいたところであります。そういう意味で、その後も、教育委員会と町長部局において、適正配置についての協議は随時行ってきたところでございます。その中で、4 月 19 日、統合を含む適正配置の推進が必要と考えまして、総合教育会議において、公式な場として、町長と教育委員が協議し、早急な対応が必要であると確認したところでございます。二つ目。計画 8 年経過して再検討しない理由はなぜか、というところでございますけれども、第三次学校適正配置基本方針というものは、平成 25 年に策定されまして、これまでの背景、また、今後の児童の推移を検証する中におきまして小学校 3 校、中学校 2 校の方針を打ち出したものでございます。現在考えますと、社会環境、あるいは教育環

境については、1人1台のコンピューターとか、ICT教育のICTの活用等、大きく変化をしておりますけれども、児童生徒数については、当時の予測と大きく変わっているところではございません。したがって、当初から申し上げておりますように、複式学級を解消し、子どもたちの学習環境を改善するという、当時の考え方につきましても、統合先はともかく、その基本的な考え方に変更を加えなければならない状況であるとは思っておりません。むしろその必要は、必要性、より高まっております、平成25年の方針案のときの小学校3校、中学校2校体制を早期に実現すべきと考えているところでございます。統合した学校の統合状況の検証、またその公表についてでございますけれども、学校の運営につきましても、統合した、しないにかかわらず、子どもたちの教育環境を含めた検証を行っているところでございます。加計小学校、加計中学校、安芸太田中学校につきましては、学校運営協議会を設置し、また、他の3小学校におきましては、学校評価委員会を設置して、学校の自己評価、また保護者へのアンケート、また学校運営に対するご意見などをいただき、それらの状況については、各学校において公表させていただいております。計画の総合的な再検討すべきではないか。またなぜ上殿小学校だけなのかというご質問でございます。先ほど説明しましたとおり、適正配置に関する状況は、基本方針をまとめた考え方を変更すべきという状況では、だとは考えておりません。むしろ、必要性が高まっていると思っております。学校適正配置の推進に当たりましては、上殿小学校のみを対象としているものでありません。全町的な配置計画の中で行っております。ただし、まずは、学校統合により、戸河内小学校校舎に移動していただかなければならなくなる、上殿小学校の直接的な保護者の皆様の理解を求めてきたところでございます。次に、7月19日の教育委員会の審議以前に、機関審議を行った経緯はということでございますが、基本方針の一部変更に当たりましては、教育委員会内部で、これまでの協議、推移、そして現状を勘案する中で、方針案を策定いたしまして、教育委員会会議で協議確認されたものでございます。質疑、ご質問にある他の審議会の諮問を受けたというものでありませんが、教育行政の推進のため、基本方針の決定を行う会議で決定してきたものでございます。六つ目の統合先の変更の根拠。また、筒賀小をどう扱うかという協議でございますけれども、平成25年の基本方針の統合案について、殿賀小学校が中学校の問題、他の当時の統合に係る諸問題を受け止めて、悩まれた中で、子供たちのために早急な統合が必要と判断され、加計小学校への統合を要望されました。町及び教育委員会も事情を鑑み、統合先を変更した経緯により、当初の計画どおりにはならなかったところでございます。上殿小学校につきましても、方針案をまとめた当時は、3町合併の象徴として、筒賀・殿賀・上殿3校の合併を計画しております、統合を計画しておりましたが、その後、殿賀小学校が加計小へ統合されるということで、状況は変わってまいりました。その後、今年度に入りまして、統合問題について、保護者と議論を再開する中で、教育委員会としても、統合先については、保護者からもご意見をお聞きしたいと考えておりましたが、意見聴取を行う中で、校舎の改築により、戸河内小学校も設備的に十分な受入れ態勢が整い、また、旧戸河内町という地域性も考慮する中におきまして、子どもたちの教育に向けて配慮できると考えまして、統合先として、戸河内小学校がよりよいのではないかと結論に至ったところでございます。上殿住民、保護者の意見集約をしてない段階での統合手法変更の合理性はあるのか等でございますけれども、統合につきましては、これまで述べました基本方針におきまして決定しております。統合先は違うが従前に説明を行っております。その後、町として、保護者に意見を確認する中で、統合先も含め、8割以上の保護者の賛同をいただいているところであり、また、引き続き、十分ではないというご意見もあるかもしれませんが、定期的に保護者との意見交換を行っております。その中で、教育委員会が主体的に、教育行政に対する責任を持って判断をさせていただきました。県立学校の在り方基準、条件等について加計高校の手法を学ぶべきでは

ないかというご質問でございます。県立高等学校の在り方につきましては、ご存じのように、平成 26 年から 35 年度、令和 5 年度でございますが、この 10 年間で計画期間として定められたものでございまして、全県全域に、県内全域にある県立高等学校の一定の基準について、中山間地と都市部の異なる状況基準については別に定められておりますが、県全体の計画として策定されたものでございます。対して、平成 25 年に教育委員会において定めた、基本方針につきましては、町の学校、個別の実情それぞれ考慮する中におきまして、具体的、また個別の統合方針を含めた適正配置計画を策定したものでございます。このため、基本方針につきましては、県の計画以上に、個別案件につきましては、考慮した計画として考えているところでございます。9 番目の、本町の統合基準の小学校 15 人以下、学年ゼロと定めていて、上殿は、努力をして、その基準をクリアしているというご質問、また、地域の要望も出ていないというふうなところでございますけれども、お尋ねの統合基準は、平成 18 年の教育委員会議において、新たな統合基準として定められたものでございます。計画を策定いたしました 25 年の当時、上殿小学校はまさにこの基準で、15 人を下回る状況でございました。計画では、地域の定住策の努力もありますので、努力も見えておりましたので、近い将来には上殿も 20 人を超える規模となる見通しも述べているところでございます。そういう中で、上殿小学校を含めた町全体の教育環境を整えるという意味から、複式学級の解消等を目指した計画として策定したものでございます。子どもたちの教育環境を整えることは、本来的に教育委員会の責務であり、その責務を果たす観点から、統合に向けた基本方針を策定させていただきました。決して強権的あるいは理不尽に、統合化を進めるものではないと考えております。統合に係る手法は、円滑で円満など、また合意形成するものだというふうにご指摘いただきました。これまでの学校統合について、地域、保護者から様々なご意見をお聞きし、不信感、不満も表明される方もおられました。町及び教育委員会といたしましては、主体的に、子供たちの教育環境を整えることを念頭に、適正配置を推進し、ご理解いただくための取組を行ってきたつもりではございますが、これまでの取組の中で、町民や保護者の皆さんの不信や不満をつくってきた対応があるとすれば、率直にお詫び申し上げたいと思います。今年に入ってから同様の立場で主体的に推進していきますけれども、まずは保護者の理解を得ることが先決との認識の中で、保護者説明会を開催させていただいたところでございます。説明会では、最後まで、反対、反対表明される方もおられましたが、町として、個別に保護者の皆さんのご意向を確認させていただく中で、多くの方のご理解を得ているとの判断のもと、これから地域説明会を実施させていただく予定にしておりますが、8 月 27 日は、コロナウイルス感染拡大のため延期をさせていただいております。今後開催できる状況になり次第、多くの方々に理解してもらえよう取組を引き続き進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

矢立議員。

○矢立孝彦議員

教育長のほうからですね、答弁いただきました。かなり認識に差があると思いますね。思いがですね、私個人的な考え方を含めてですね、全てではありませんけれども、少しかみ合わないなというようなところも、あったように思います。再質問の中でね、ただしていきたいと思いますが、これは上殿小学校対教育委員会、町という関係でなしにね。わかりやすいのは、加計高等学校と県、県教委の考え方、かわりを、考えてみればですね、非常にわかりやすいと思いますね。先ほど教育長の答弁にもありましたように、県立高等学校の統合基準というのをやっぱり示されておりますね。これは、平成 25 年、2013 年度に 10 年間の計画方針でございます。それに沿って加計高等学校の存続を本町挙げてやっておるとこうい

うことです。内容については改めて確認をして、ご紹介を申し上げたいと思いますけども、県の県立高等学校のですね、統合基準についてはいろいろありますけども、その中で、ちょっと触れてみましょう。3年間活性化策を実施、実施し、在籍80人以上、生徒数が3学年で80人以上ですね。の維持を目指していくのは方針ですよ一つは、二つ目。活性化策を実施後2年連続して80人未満の学校については、学校活性化地域協議会の意見を聞いた上で、地理的条件を考慮し、次の1から3番までのいずれかを決定しますよと、県教委が方向を出しております。その条件については一つ。どうしても80人に達せないというようなことがあればですね、こういうことを考えて方針を出していきますよということですね。近隣の県立高等学校のキャンパス校の手法が一つ。二つ目、地元中学校と緊密な連携による一体的な学校運営、中高の教員が相互に兼務、6年の一貫した教育課程、合同行事、合同部会活動等を行い、活力ある教育活動を展開する。いわゆる中高学園構想、仮称、これが二つ目ですね。三つ目。統廃合。市町立学校としての存続を含む、県立が、県が側面支援にスタンスを変えますよと。いわゆる町立の高等学校として、存立をしてくださいという、いわゆる北海道方式ですね、北海道の市町村立、高等学校に、公立の中学校がごめんなさい高等学校たくさんありますからその方式、お金と人材は、県、道が出しますけれども、運営について町が、責任持ってください。町の運営費用の支出額どうだ、どうだろうかということも調べておりますけれども、私、大した問題ではない、負担になるようなものではない。というようなこと。こういうふうなことをですね、生徒数が80人以下になった場合については、協議しましょうという県のスタンス、ただし、教育活動及び部活動において充実した活動を行うための地域の支援体制等が整っており、これらの支援を受けながら、全国トップレベルの特筆すべき実績を上げ、将来も同様の成果が見込まれる学校については別途検討しますと、こういうことですね。したがって、二重にも三重にもですね、その地域の皆さん、ここで言えば安芸太田町を中心とした近隣の市町がですね、加計高等学校の存立について存続についてはですね、頑張ってください。そういうふうにし、協力支援体制を示しながら、一つの基準、明確な基準をですね示しておるんです。それに即応してうちの町が、対応しとるんでしょ。相当な公費を使ってまでですね。しかも、今年度は寮を、すごい立派な寮をつくっていくと。中身を別にして。こういうことですよ。そういうなこと、この動きとですね、うちの町はどうなんやということなんです。教育長が示され、今答弁されました平成18年の統合基準、うちの町の学校の統合基準、そういう一つありますけれども、ありますが、それをクリアをした学校、地域の努力がです、皆結んでおるような学校を廃校に結びつけていくということについてのプロセス。今後のプロセスについて1番重要なプロセスをですね、カットして決めたからこれでいきますよというスタンスが、果たしてどうなんやという指摘をしておるんですよ。あの県でさえですよ。副町長、私は今まで県も非常にええこともありますよ、ありますがね、あんまり評価してない部分が多い。あの県ですらこういう基準を示してですよ、地域の努力を促しておると。それを側面支援しますよというスタンスですよ。うちの町はどうなんやということなんです。切って、切り捨てる。プロセスなんてどうでもいいと。というような姿勢に見えるんでしょ。来年度から統合しますよと、あとのプロセスはショートカットとして地域の声があろうがなかろうが、進めてまいりますよと、先ほど教育長の答弁でもありましたけれども、保護者の意見を中心に聞いてみてみたら、かなりの皆さんが、これ原案に賛成をしておられると。これ教育委員会の職員がアンケートしたんでしょ、教育長。そういうことですよ。教育委員会の職員、いわゆる利害関係人ですよ私から言えば、利害関係人が保護者へ直接出向いて意向を確認するという公正さというのはですね、これ疑問があるんですよ。やはり第三者、行政組織でいえば総務課なり、その職員の方がですね、一歩下がってこういう方向を示しておりますけども、皆さんどうですかという手法をとるほうが地域の皆さん方へ寄り添うという意味ですよ。担当者

が来て、あーそうですよね。あーわかりました。とまではやっておらんと思いますけれども。利害関係人がアンケートした整合性というのはどこにあるんですか。それを振りかざして、保護者はほとんど賛成だと。こんな合理性というのはないですよ。どっから考えて、これ後また答弁してください。その点についてね、いうこと。それから定住の関係から申し上げますとね、うちの町若い世代の方、上殿地域は、おかげで若い方が多くなってきておる。地域の皆さん方の努力でね。子供さんも、今後、安定的に20人以上25人前後で推移してくるだろうと。いうふうに、これはクリアをしております。今統合基準はですよ。この手法を町全体に進めるべきではないですかというのが、教育委員会なり町長へ申し上げたいわけですよ。コロナの関係があと20年恐らく続くでしょう影響が、その中で、若い世代が、うちの町に入ってきてほしいと。というような中でね、選択肢というのは一つでも二つでも多いほうがいいだろう。上殿小学校を残すべきだという話をしておるんじゃないですよ。例えばね、知恵を使うということですよ。小学校は例えば3校、中学校2校、これで当面進みますよということの中で、現在の状況からいえばですよ。前年度いじめの環境の影響があるんかも、それはまあ詳しく今説明を受けておりませんから不明ですが、不登校の学校が、不登校の生徒児童はですね、50名ぐらいおるんでしょ、前年度、50名ぐらい、50名近く。はい。それも答弁してください。今の総合教育会議の中で資料として出しておられたものを、情報公開の中で徴収した資料の中にはそういうふうを示しておられますよ。したがって、不登校がどうこう言う話じゃしね、新しくうちの町へ来る、若い世代の方は子どもを持っておられる家庭の方がですね、どうしても学校に行きにくいという学校が生じた場合の逃げ道については、検討しておくべきこの町ではないんですかということですよ。いわゆる特認校制度ですよ。特認校を設置しておりますよと、うちの町は、したがって、心身に非常に支障をきたした現状の子供を、どうぞ来てくださいうちの町に。特認校としてですね、設置したところへ十分守りをしますからと、こういう幅の広がり、選択というものも考えるべきではないんですか。教育長が先ほど10項目にわたって答弁されましたが、教育委員会、本来ならですよ、教育委員会の中でそういうことが議論されるべきだと思いますね。今の検証のほか、根拠はどうか。幅の広がりはどうなのか、うちの町の生き方と教育行政との整合性というのはどうかと、教育委員会の中でこれは議論すべきです。公開の場で、議事録を出してね、一切ない。この過去1年間、この統合についてですよ。一切ないですよ、私が調査した段階では。一切ないにも関わらず、先般の直近の教育委員会の中で、僅か意見のやりとりをやった中で、この方向が決議されとる。こういう教育行政でいいんですかということをおたいたいんですよ。今、何点か申し上げましたが、町長、あるいは、教育長のほうでですね、答弁があれば一つ、求めます。うちの町で、教育関係だけでなしにですね、本気にならんといかんですよ。町長。執行部の皆さんも含めてですよ。本気でうちの町を残していくと。いうことでないと、こんな問題なんかは解決できやしませんよ。小手先の対応しかできないということでは非常に町民不幸だと。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

はい。先ほどの4月19日の総合教育会議における、町内の児童生徒の諸問題の状況のところ、不登校児童生徒の数字等について、ご意見ございました。これはですね、当日は、暴力行為、いじめの件数、不登校の人数、これを報告させていただきました。例えば、昨年度、令和2年度は暴力件数が11、いじめが34件、そして不登校が6人というふうに、報告させていただきました。特にいじめにつきましては、26年ですから、6、7年前は5件という報告が現在34件。これは文部省や文科省や県、県の指導もありますけれども、より丁寧に子どもの状況を把握するということで、より多く件数を発見することが大事であ

ると。多く報告、校長が多く報告することが恥ではないと。未然に防ぐために、ささいなことでもつかむんだという点で、先生方が非常によく観察していただいているというふうに私たちは捉えておりますので、そこをご理解いただきたいと思います。それから、町長の時間が無くなりますので、もし残りがあればと思います。以上です。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて矢立議員のお話も含めてですね、聞かせていただいております。一つは唐突にという話ございましたが、もともと本町というのは、この地域の適正配置方針を進め、適正配置方針を定めて進めてこられたところであり、私自身も最終的にはこれを今変えるべき状況でないという話を、総合教育会議もさせていただきましたが、昨年もそういった意味では、教育委員会の中では、その地域の理解を求めている取組は、進めてきたところでもあります。残念ながら、コロナ禍もあってですね、なかなか、そういう場を持てなかった部分がありましたけれども、そういった意味で町の取組の方向として、変わったことはございません。私自身も、改めて昨年、そうは言いながらも、現場を見させていただきながら、感じたことはですね、改めて学校というのは、子どもさん方の教育のためにあると、それが第1であって、まずはそこを外してはならないと、その観点から考えますと、正直、今の複式学級あるいは同級生が2人しかいないという状況というのは、やはりあまりにも子どもさん方にとっては厳しい環境ではないかということを感じ、その上で、今年初めての総合教育会議でも、改めてしっかり進めていこうという方針を定めさせていただいたところでございます。もちろん地域は地域で、学校残したいという思いもおありだと思います。その点で逆に、今日矢立議員のお話を聞きながらもやはり、なかなか、特に地域の皆さんとかみ合わないのはその点かなあというふうにも感じております。地域の皆さんのこれまでのご努力で、特に上殿地区、申し訳ありません、上殿地区においては、新しい、移住する方々を迎えていく、そういった点で大変な努力をされて、子どもさん方の数も一定程度、確保していくという努力をさせていただくということについては敬意を表しますし、またほかの地域も同じように、見習うべきところもあろうかと思っております。ただ、我々としてはそして教育委員会はもちろんそうですが、町の、あるいは地域活性化も考えなければならない私の立場であってもですね、やはり学校というのは、子どもさん方のためにあるということを外してはならないというふうに思っております。その点に関して、先ほど申し上げました。子どもたちの環境整えという意味では、今の複式学級ないしは同級生が大変少ない状況というのは、改善しなければならないという思いで、私も、保護者説明会にも参加をさせていただきましたが、そういう思いを、我々としては、多くの保護者さんをご理解をいただいて、だからこそ、地域説明会、反対もございましたが、前へ進めさせていただきたいということで、取りまとめをさせていただいたつもりであります。地域活性化も改めて重要ではございますが、子どもさん方、あるいは保護者さん方のご理解がなければやはりそれは進められない。その意味において、先ほど加計高校の基準についてもお話ございましたが、やはりその加計高校あるいは高校そのものを地域として大事にしたい、また親御さん方もその加計高校に通わせたいという、そういう両方があって初めてですね、存続に向けた努力というものもあるし、あるんだと思っております。基準を設置すれば、当然その基準に縛られます。その意味において、より子どもさん方、特に若い子どもさん方を含む学校というのは、私自身はむしろ基準を設けるべきではなく、柔軟に対応できるものは柔軟に対応するべきという意味で、今の適正配置の方針そのものも間違っていないと思っておりますが、今回については、地域の活性化を図りたいと思いつつも、子どもさんの教育環境を

整えるべきという保護者の皆様の多くのご理解をいただいたという思いで、前に進めたいということで、取り組んでいるところをございまして、これは引き続き、今度は地域の皆様にもご理解いただくようにこれから努力をしていきたいというふうに思っております。長くなりましてすいません。以上でございます。

○中本正廣議長

いいですかね。以上で矢立議員の一般質問を終わります。しばらく休憩いたします。午後1時半より。

休憩 午前12:01分

再開 午後 1:30分

○中本正廣議長

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい、3番佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、3番議員の佐々木道則でございます。まずもってこのたびの8月8日からの台風9号及びまた11日からの大雨に際して連日連夜、昼夜問わず、住民の安心安全のために大雨体制警戒等を組まれたことに対して、敬意を表したいと思えます。ありがとうございます。私は今回、この定例会におきまして、観光施策ということと、廃校の跡地利用ということを2問、通告をさせていただいておりますので、順次お尋ねをしたいと思います。まず最初に、観光施策についてでございますが、この質問を出させていただきましたのが、広島県が緊急事態宣言をする前でございますので、この質問内容はですね、ちょっと的外れたかなという思いはあるんですが、アフターコロナのこともございますし、町の今後の観光施策についてお聞きをさせていただきたいと思えます。町におきましては、これまで観光客や交流人口の拡大に向け、滞在型観光の促進や教育旅行の誘致、外国人観光客、これはいわゆるインバウンドでございますが、誘客のためのプロモーション事業など、取り組んでこられたところがございます。世界的なコロナウイルス感染症の影響により、当分の間、インバウンド事業による外国人誘客は見込めず、また、教育旅行につきましても、来町拡大は見込めないのではないかと思っております。これ、安芸太田町の令和2年度総観光客を、産業観光課のほうにお聞きをしてみますと、当町を訪れられました観光客は、令和元年度において58万9000人、令和2年度におきましては48万1000人。約10万8000人の減。そのうち外国人観光客につきましては、令和元年度が1万336人、2年度におきましては9415人、約1000人の減となり、これは新型コロナウイルス感染症の拡大防止による移動自粛の影響があらわれているものと思えます。また、先ほど言いましたように、広島県においては、8月27日から9月12日までの間、緊急事態宣言が広島県内23市町に発令され、行動制限を伴う対策を定められた上に、このたびの大雨によりまして、当町の観光地、三段峡遊歩道施設が落石土砂の流出等で、峡内の通行が不能となり、全面復旧までかなりの日数を要するものと思われまます。こうした状況を踏まえて、新型コロナウイルス感染症拡大に対しての先行きが不透明な状況にあるところではございますが、アフターコロナ対策を含め、当地に観光客を誘客するに当たって、どのような方策をとっていかれるのか、町長の見解をお伺いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて道則議員より、観光施策について、ご質問いただきました。ご指摘のとおりですね、本町

の入り込み観光客、元年度が約 59 万人。そして、昨年度が 40、約 48 万人ということで、トータルで大体 18%程度の減少になったということをございまして、これもまたご指摘があったとおり、要因というのはやはり新型コロナウイルス、これによる外出の制限あるいは自粛によるものだというふうに我々も受け止めております。その中でですね、そうは言いながらも、昨年度の来ていただいた方々の特徴と申しますか、分析をしますと、これもご指摘があったとおりでございますが、外国人観光客がかなり減り、また昨年教育民泊も、基本的には全部中止するというので、そういった点での来客がなくなった一方で、特に昨年度は、秋がちょうど緊急事態宣言の端境期になったこともあってですね、逆にこの秋の行楽シーズンというのは、かなりの人出が本町を訪れていただきました。しかも、コロナということで、こっから分析でございますが、近場の、そういった観光地というのが注目をされて、実際に来ていただいた方々も、広島市内を中心とした近郊地域からですね、本町に訪れていただいたお客さんが多かったのではないかと申します。あわせてコロナの密を避けるという観点で、キャンプ場などの野外活動が多かったということも分析しております。加えて昨年度の場合は、スキー場の運営をさせていただきましてですね、これ人工降雪機を設置して営業期間も長くなったということで、例年以上に多くのスキーヤーに訪れていただいたというのが、昨年度の流れだったと思っております。その上でご質問ありました、観光客の誘致についてどのような方策をとるかということでございます。いずれにしても課題は新型コロナウイルスの対応ということだと思います。実は、昨年度についてはですね、その取組のために、国でいえば、GoTo キャンペーン、それから町としても、ComeUp キャンペーンということを実施をさせていただいて、それなりの成果が出たと思っておりますが、これまで再三、感染拡大、あるいは緊急事態宣言が、発令をされるということで、中止を余儀なくされておまして、現在も一部、予算はまだあるんですけども、残念ながらそれを進める状況にないというふうに思っております。ただあのそうは言いながら、先ほどの分析にもあったようにですね、昨年度の観光客を分析しますと、秋の行楽シーズンの人出というのは決して悲観しなければならない状況ではないと。むしろ、制限なり、あるいは自粛が解除されればですね、十分来ていただける要素というのがあって、それがしかも昨今の流れにもなっているというふうに思っているところであります。そうしたことを踏まえて、実は今年度、冒頭からなんですけれども、産業観光課とそれから地域商社が、一緒になりましてですね、今後の本町が目指すべき観光振興の基本戦略を、実は集中的に議論をしてまいったところであります。その中でこれから目指すべき本町の観光の目標と申しますか、幾つか挙げておりますのは、まずは、改めて安芸太田の自然、伝統文化を生かした体験型着地型観光を目指すということですね。よく言われるのが、今だけ、ここだけ、あなただけという言い方をしますがそういう観光を改めてしっかり進めていこうということ。あるいはまた、本町は人口が大変少ない地域でございますので、いわゆる大量のお客さんに来ていただいてですね、それを受け止めていく、観光というよりは、むしろ少数でも優良なお客さんを相手にしていく、つまりターゲット顧客、優良顧客に向けた継続的な情報発信、コンタクトをとっていく、これいわゆるあの地域 C R F の構築と言われるものでございますが、そういう観光を目指すべきだということ。また、あとはですね、今まさに議論させていただいております道の駅の再整備というのを、産業振興、観光振興の起爆剤にしていくことですか、さらには、従来から取り組んでおります、特徴的な観光として、森林セラピーをフラッグシップにした、そういう体験メニューをこれから充実していく、そういったことを実は議論をし、戦略的に進めるべきだということを先ほどから申しております本町のみならず、地域商社も一体になって進めていくべきだというふうに考えております。私自身もかねてから、自然を生かしたまちづくりの中で、そういった本町の豊かな自然を使った体験型の観光アクティビティを充実していくということが、やはり重要だと思っております。目指

すべき一つの方向性だと感じておりますので、そういった取組を引き続きしっかりと進めていきたいと、いうことであります。ちなみに従来ですと、SAPですとかカヤック、といったものを三段峡周辺、あるいは龍姫湖で行ってございました、あるいは太田川の本流を使ったラフティングといったこともやっておりますが、最近になりまして、今年に入りましてですね、さらに三段峡において、シャワークライミングと言われる渓流を登っていく体験型の観光ですね、あるいはパクラフトとあって、担いで動けるゴムボートみたいなものを背負って、それをいわゆる峡谷の中に持ち込んでですね、二段滝の近くまで、もう滝が落ちる、滝つぼまで行って体験するようなそういう、アクティビティーを実は本町でも始める、という動きがありました。またかねてからご心配いただいておりますが、以前の龍姫湖のさと温井でもですね、新たにグランピングをやるということで、事業者が一応今年秋に開業する予定で、今準備をされているようでございまして、もろもろそういった新たな動きも出ているところでございまして、改めて、そういった、まだ緊急事態宣言があるという、議員のご指摘ではございますが、実は今やっぱりそういったところを準備させていただきながら、将来的には、インバウンドは復活する、あるいは県境を越えた観光客も来ていただける、そういう状況になったときに、しっかりとその観光客を受入れていける体制を、今やっぱりしっかりと準備をしていく必要があると思っておりますし、しかも来てもらうだけではなくて、来てもらった方にしっかりとお金も落としてもらおうですね、そういう仕組みを進めていきたいというふうに思っております。ある意味本町は早くから、ヘルスツーリズム推進協議会という形で、町内の事業者さんとも連携をとっていけるような体制もつくっていただいておりますので、そういったところもしっかりと連携をさせていただきながら、今申し上げた体制をつくっていききたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木議員。

○佐々木道則議員

ただいまの誘致客いう、を町長のほうより、ご答弁をいただいたわけですが、確かにコロナの禍ではございますが、観光客の行動ということを考えてみますと、この日曜日、道の駅チャレンジショップの前もかなりのお客さんが、食事の使用をされたのを見ておりますし、あくまでも12日まで行動制限ということがかかってますんであれなんですけど、いわゆる、町としても先ほど町長の答弁がありましたように、その先を見据えてですね、やっていただくということがやっぱり、今後のあれになって、いざ、コロナ等が、すぐ、これが元に戻るということはないとは思いますが、その時になって改めて取り組んでも遅いと。いうことも出てまいりますんで、それはそれとしてやっていただくということも含めて、これは先ほどもお話をさせていただきましたが、現状ではやっぱり新型コロナウイルス感染症拡大に対しての先行きに不透明なところが大きいんですが、これ新聞に9月4日の報道であったんですが、国において新型コロナウイルスのワクチン接種の進展を前提に、行動制限緩和案というのが発表されております。これはいわゆる先ほどお話、町長よりもお話があったGoToキャンペーン等の復活、とか、いわゆる行動制限をある程度緩めるとかというのを、国のほうでも検討されて、10月、11月になるのかは、ようなことがちょっと新聞の報道にも載っておりますが、やはり国のほうでもやっぱりそうして、いわゆる経済を回して観光というようなことも検討されておる、おりますし、町においてもですね、引き続きいわゆる感染、観光地における感染防止対策の徹底、また町内の観光関連施設に安心安全な受入れ態勢整備の促進を引き続き継続をしていただき、旅行形態の変化、また新たな旅行のニーズに合わせてですね、感染状況等を見極めながら、先ほど町長より答弁ありました、いわゆる安芸太田町は今後は体験型観光をちょっと促進してい

きたいというような答弁だったやにお聞きをいたしました、実施可能にですね、取組を進めていただくことを申し述べて私はこの観光についてはこれで終わりたいと思います。続きまして 2 題目、いわゆる学校の跡地利用促進でございます。これは午前中にもちょっと学校の適正配置についての質問等もございましたが、いわゆる、私の居住しております殿賀でございますが、これにつきましては、ご案内のように、学校の適正配置によりまして、平成 28 年 3 月に殿賀小学校が廃校となりまして、当地においては、跡地利用構想として、平成 28 年 12 月にですね、高齢者福祉関連施設設置の要望書を跡地について、いわゆる廃校後に、いわゆる委員会をつくりまして、私もそれには参画をしとったんですが、いわゆる半年以上協議を重ねまして、28 年の 12 月に高齢者福祉関連施設設置の要望書を提出をさせていただいておりますが、提出以後、5 年、いまだ全然進展をしております。このことについてですね。今後どのように取り組まれるのかまず町長の見解をお伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして学校跡地のですね、利用促進について、特に殿賀小学校の廃校に関する件についてですね、ご質問いただいたところであります。いわゆる旧殿賀小学校の跡地利用については、議員ご指摘のとおり、平成 28 年の 12 月に、内容としてはですね、地域のほうからは小規模多機能施設及び生活支援ハウスの整備をするのが中心になっておりました。そういった中身の要望をいただいているところでございます。一方で本施設については、校舎が残ってるということも含めてですね、逆に、そういった要望をいただきながらも、行政の側からも逆提案という形で、跡地利用について相談を持ちかけたこともあったというふうに聞いておまして、そういう経緯で、なかなかそれこそ、地域からいただいたご要望をもとにしたですね、議論というのが進まなかった経緯もあったというふうには伺っているところであります。その上で、私としてもこの問題、ご指摘にあったように、もう 5 年経っておるわけでございますので、先延ばししてはいけないという思いのもと、協議を改めて再開したいということで、実は私自身も、今の地元の要望について再確認も、させていただいたところ、特に生活支援ハウス等について、同様の町内の施設を見ておますと、いずれも、施設としてはですね、空室があるということで、そもそも今申し上げたような生活支援ハウスそのものが町でどれだけ必要なのかということについて、少し疑問といたしますか、そういったところもあったものでございますので、こうしたことを踏まえてですね、改めて今年度、担当課のほうから協議再開の申出を地域にさせていただいたところ、地域のほうでご議論をいただいた結果、この今の 5 年前の要望書の内容そのものには、必ずしもこだわるものではないと。むしろそのことも踏まえてですね。とにかく前に進めるように協議をしていこうということ逆を逆に地域からお返事をいただいているというふうに聞いております。そういった状況でございますので、改めて、大変、跡地利用について進んでいないと、時間かかっているということについては、私からもおわびを申し上げさせていただいた上でですね、近日中には、地域の皆様との協議を再開をさせていただいて、これからまたしっかりと地域の要望をお聞きしながら、またあるいは、地域からの要望をお聞きしながらですね、地域活性化の場としてこの殿賀の小学校の跡地利用が進むように、取組を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木議員。

○佐々木道則議員

今、ご答弁をいただいたわけですが、まず、その中で地域のほうへ、逆に提案をするというようなご答弁がありました。確かに、私が知る限りでは2件ほどお話があったことは間違いありません。1件については、高齢者のデイサービスつきの高齢者ハウス、もう一つはいわゆるオフィスをというような話がありましたが、これはいずれもいわゆる役員等に話があっただけで、地域住民に対しての説明は一切ございません。そこで、話が終わってもう5年を経つとる状況でございます。私もその当時以降、振興会の会長という立場でもございましたので、私も地域の皆さんからですね、厳しい、要望書を出したのに、何で全然動かないのと。あんた会長じゃけ、おまえ役場に行ってしっかりせいやと、かなりお叱りを受けております。ようなことも含めてですね、ただ逆提案ということではないんですが、高齢者支援ハウスには先ほど来、欲しくないというような返事でございましたが、これは私の個人的な思いなんです。今隣に病院が併設してございます。その病院のいわゆる2階は、昨年の10月から包括ケア病床、ということで、53床を運営されておりますが、この包括ケア病床の運営については、要件で入院が60日以内、そのうち7割退院というようなことで、そこに入られた入院の方は、60日以内には一応病院を退去せにゃあいけんというようなことになってくると、いわゆる社会的に行き場のないというのは失礼かもしれませんが、ああいこう方が出てこれないとも限らないと。いうことも考えればですね。やはり1番病院の近いところにこういう施設があつて、いわゆる安心して生活ができる場があることも私は必要ではないかと、いう思いがあります。また、あわせてですね、今の小学校の隣に講堂がですね、併設を、ご存じのように、併設をされております。これはですね平成29年、ごめんなさい。昭和29年ですから、旧殿賀村が加計町と合併した年ですよ。に、地域の皆さんのあれによってですね、いわゆる講堂が建てられました。同年29年の8月に完成をした講堂でございます。これ築後、もう60年以上経過をしておりますし、これ木造、ご案内のように木造でございます。耐震化もありません。いうことがあればですね、このままの地域の方からですね、このままこの建物が愛着のある、いわゆる殿賀の地域の方は皆、私ぐらいの同年代の方は通われて、その講堂を使われて、いう愛着があります。このままこの老朽化していくのを見てですね、地域住民としても忍び難いと、何とかならんのかと。それはいわゆるその話合いによってですね、それは解体ということになるかもしれません。ただそれにしても、今のままな状況で、周りは草ぼうぼう、それ地域で刈ったりはしますが、いわゆる手もつかない状況でというのをですね、嘆いておられる地域の住民もいらっしゃいます。あわせてですね、今のような、私のこれは個人的な思いなんです。これは対応、状況をですね、今後、町長はどういうふうにお考えか、また改めて、お考えをお知らせください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて今の現状について、あるいはこれまでの経緯についてお話をいただきました。重ねてですねこれだけ長い時間、結果としてその跡地利用についてですね、進んでいないということについては、率直にほんと行政の長としておわびを申し上げたいと思っております。とりわけ、午前中もお話がありました。学校を廃校にするという地域として本当に厳しいご決断をしていただいたにも関わらず、そのあとについてですね、それこそご要望もいただきながらも、結果としてこれだけ時間かかったということは、やはり行政として大変責任がある。行政の対応としてですね、責任があったことだと思っております。だからこそ、とにかく長引かせてはいけないということで、今年度に入りまして、協議会をさせていただきたいということをお願いをさせていただいております。議員ご指摘のですね、生活支援ハウスの要素を、とりわけ今病院の改革がプランを進めてる中でですね、我々としてもその頭から否定をするわけでは

ないんですが、そういったものをつくるのであれば、当然、同じような施設、既に町内にもあるわけですので、そことの関係といたしますか、そことの整理といったことも当然、必要になるという点で、事前に確認をさせていただいたところでございます。もちろんそうなりますと、町全体として、今度はその生活支援ハウスというのをどういうふうに整備していくのかという観点からの議論も、我々していかねばならないものですから、決して今の段階でとにかく、地元のご要望を全て、否定するつもりではなくですね、そういった町全体のことも考えて議論させていただきたいということは、あらかじめ申し上げた上でですね、具体的な話については、できるだけ早く、進めさせていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○中本正廣議長

佐々木議員。

○佐々木道則議員

はい。今ご答弁をいただいて、私も生活支援ハウスに固執しとるわけではございません。固執してるわけではございませんが一応、その当時、半年以上かけて、20名近い殿賀の住民で、考え、皆さんの出した意見ですので、ある程度はやはり尊重してですね、それでは、それ、最終的にそのことが難しいのであれば、やはり私は地域に対してですね、それだけの説明をする責任があろうかと思っておりますので、この質問をさせていただいておりますが、ただ、その廃校で、いわゆる小学校が廃校になって現在の、いわゆる跡に残ってるのは殿賀小学校だけではないですかね、跡地が決まってないのが。松原小学校については今年なんかやられるということで、まだもう、もう5年かまだ5年か、5年にはなるんですが、いわゆるさっきも言いましたように、1件あった中にはいわゆる、サテライトオフィスの話もございました。使ってみたくて。というようなこともあったんですが、その分についてはいわゆる提案者の方のほうでちょっと問題ございましたんで、それは、そこから先に話が進まなかった経緯がございますが、そのようなことも含めてですね、サテライトオフィスが今いいのかどうかは別にして、そういうことも含めてですね、やはり、本格的にですね、先ほど言われましたように、議論を申し込まれとるということでございますので、やはり早急にですね、小学校、やはり置いておけば、ますますますます老朽化しますし、私が聞いとる中では、あそこをですね1階、1階部分のそこをですね、オープンにして、皆さんが使えるようにというような話も聞いておりますし、いろいろ、それはまた、今後の協議ですね、よってその使い方利用方法等が決まると思いますが、やはり私も、殿賀小学校の卒業でもありますし、あのままの状況を見ておくのは忍びがたい。やるのであれば、早くやってほしい、というのが私の思いでございますので、改めて、今回この質問にあえて取上げさせていただきました。先ほど町長の答弁にありましたように、今後、地元との協議を早急に進めていくということでございますので、そのことに対してですね、早急をお願いをして、地域を挙げてですね、いわゆる殿賀小学校の跡地利用、ということについては私も参画して考えていきたいと思っておりますので、またその時にはですね、いろいろなご意見も含めて、よろしくお願いいたしますと思っております。今回はこういうことの2題、ご質問をさせていただきました。一応私の1番大きな問題はやはり、殿賀小学校の跡地利用、ということがどうしても頭にありますので、そのことについては、また今後ですね、機会あるごとにですね、町のほうに伺いただしていきたい。またその利活用についてもですね、そのことも含めて伺いただしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上時間的には短いんですが、私の質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で3番佐々木道則議員の質問を終わります。しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 : 0 0 分

再開 午後 2 : 1 0 分

○中本正廣議長

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい、5 番、末田健治議員。

○末田健治議員

はい。5 番、末田でございます。コロナ禍の長期総合計画をふまえた橋本町長の町政推進の方策についてお伺いをいたしますが、直前に、3 番議員のほうからも詳しく、質問がございましたので、重なるところについては省略をいただいて結構だというふうに思っております。コロナ感染が終わりが見えず、変異株などによる感染は若年層にも感染が拡大し、9 月 12 日までの期間で 4 回目の緊急事態宣言が発令をされております。広島県もステージ 3 の指標を大きく上回っており、8 月 25 日、緊急事態宣言の対象区域とされました。県内においても連日 200 人規模の感染爆発が続いており、今後も予断を許さない、そういう状況でございます。安芸太田町においては、これまで 27 名の感染が公表されておりますが、県内でも、少ない、感染状況だと思われま。町長を始めとした執行部の皆さんの感染予防のメッセージ発信の取組等による努力によることと評価をいたします。さて質問でございますが、コロナ禍を契機に、行動の変容が見られ、テレワーク等、デジタル技術を活用した働き方の変化が出ております。このように国民生活においても変化が見られます。特に、アウトドア志向は今後高まっていくと思われま。ご承知のように、安芸太田町は、国定公園三段峡を始めとした観光資源が豊富にあり、長期総合計画では、観光入り込み客数 50 万人で、計画目標は 53 万人の目標が掲げられております。9 番議員の午前中の質問でも触れられておりますが、このようなことでは、やっぱり話にならないよというご指摘もございました。私も同様に、100 万人規模の入り込み客を目指したほうが、町内の経済効果を上げることで、それが活性化につながってほしいというふうに考えております。そこで、観光施設にトイレや休憩所の充実を進めていただきたい。アウトドアにおいては、太田川の活用を図るべきと思いま。親水護岸の整備とトイレ等施設、施設の充実、さらには、太田川の清流復活は言うまでもなく、子どもたちによる水質改善の教育を通じて、太田川再生の取組を願うところであります。さらに、近年はというか直近においては、キャンプが非常に好評を得ておりますが、単にサイトがあるというだけではなく、最近では、高級志向のキャンプ施設が評判を呼んでいるようであります。自前で整備をするということは大変厳しいというふうに思いま。んで、あるいは公設民営方式での整備も考えられると思いま。これについての見解を伺いま。また、民間資本による開発が可能な場所の提供など、町として、情報の発信が必要と思いま。すが、いかがお考えでしょうか、見解を伺いま。次に、質問の 2 番目に通告しておりますが、コロナ禍で、自治会活動も、ほとんど地域できていなく、地域力が低下していると思われま。私は一つの提案として、協力隊員等を総動員し、地域の様々な課題解決に当たるべきと考えま。すが、いかがでございま。しょうか。コロナ禍で各自治会の活動は、9 月に予定をされております敬老会などもほとんどできない状況にございま。す。このままでは 2 年続けて秋祭りやほとんどのイベントも中止という状況にございま。す。心配なことは、こういう状況の中で、地域力の低下につながらなければよいという心配にございま。す。そこで、質問でございますが、試行的取組として協力隊員等動員し、各自治会活動の困り事について、聞き取りや相談に関わる取組をすべきというふうに思いま。すが、こうした取組が地域の元気につながるのではないかと。いうふうに思いま。す。この見解を伺いま。す。次の質問でございますが、国土強靱化が進められていられる中で、

地域強靱化の推進が求められております。防災減災のための加速化対策が言われております。交通ネットワーク、ライフラインを維持し、国民経済、生活を支えるための対策が示されております。本町をめぐる方策について伺います。現状では、国県と連携し、どのような方策が考えられますか、伺います。またこのたび、加計スマートICのフルインター化を求める要望が出されております。この要望についての受け止めと実行の方策についての考えを伺います。なお、要望については、第1次、第2次で合わせて775名の方からの要望が出ておるといふふうに理解をしております。最後の質問でございますが、道の駅整備に向け、現在意見交換会等進行中でございます。地物野菜の産直市がかぎを握ると思われまゝ。野菜栽培推進に営農指導の経験者を採用しても、その推進に当たるべきと考えますが、いかがでございますか。産業観光課の役割と方針を伺います。道の駅整備は、本町観光入り込み客の増加に大きな役割があると考えます。商工関係者も、その進捗について注目をされているところであります。その実現に向けては、意見交換会等開催され、町民の皆さんに情報公開と、細かな手続を進められており、評価をいたします。そこで質問でございますが、最近では、2020年にオープンした安芸高田市の道の駅、三矢の里がありますが、1年もたたないうちに、入場者100万人を突破したというニュースには大変驚きました。産直市は集客を考える上で最も重要と思えます。太田川産直市では、地物野菜販売で効果を上げております。道の駅規模での販売は、相当量の野菜が必要と思われまゝ。販売量で品目と量と、出荷者についての必要な量をどのように想定をされておるか、お知らせをいただきたい。現状の生産量では、足りないといふふうに思われますが、栽培計画についてもお知らせをください。成功のかぎは地物の野菜ではないかといふふうに思えます。生産体制の環境整備に、営農指導員等の確保が必要でございます。正職員とは言いませんが経験者を採用して、栽培体制を整える必要があります。その見解について伺います。以上質問でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて、末田議員より、産業振興関係その他ご質問いただきました。それぞれお答えをさせていただければと思います。まずコロナ禍における観光振興、幾つか具体的なお話ございました。観光振興そのものについては先ほど、まさに道則議員のご質問にも答弁をさせていただいたとおり、昨年度、厳しい状況ではございましたが、コロナ禍の観光をめぐる環境というのは、本町の観光にとってそんなに悪い話ばかりではなく、近場の観光地ですとかあるいは自然を求めるそういった流れというのは、むしろ本町にとって、有利な流れもありましてですね、そういったところをうまくとらえながら進めていく必要があるといふふうに思っております。先ほど50万という目標は低いと。それこそ100万人ということも目指すべきといふようなご指摘もございました。我々としても、そういった思いも含めてですね、頑張っていきたいと思ってるわけですが、とりわけ先にトイレについてのお話ございました。そういった中で、町としてそういった、体験型の観光を進めるという、そういった流れとは別に、今、議員のご指摘もあつたようなトイレのような、トイレ整備のような部分これ観光を受け入れる地域としてはですね、ある意味基本的な基盤整備であり、ほんと充実をしていく必要があるということを感じておるところであります。現在も国や県と連携をしながらですね順次整備を進めているところでございまして、今年度はかねてから課題でありました三段峡の水梨トイレ、これについても、ようやく県事業として今整備を進めている最中でございますし、9月補正予算案はあの、筒賀の大銀杏のところのトイレの洋式化も、実は計上させていただいてるところでございます。そういった意味で、実はそういう今申し上げたような基本的な観光受入れとして基本的な部分の整備というのが、国、県通じてだんだん予算が実はつきにくくなっていると

ころでございまして、それはそれで我々としても大変心配をし、また、国や県にも逆に、そういったところの支援のお願いをさせていただいてるところではありますけれども、引き続き、町内のトイレの整備だけではなく、日常の清掃やあるいは維持などについても留意しながらですね、観光、来ていただいた皆さんに気持ちよく過ごしていただく、そういった取組についても力を入れていきたいと思っております。続いてアウトドアで特に太田川の活用を図るべきだというご指摘もございました。改めてこの太田川、観光資源という観点からも、貴重なものであると思っておりますし、議員少し触れていただきましたが、環境教育の場としても重要だというふうに思っております。実際去年、それから今年と見ている中でですね、特に昨年度は天候がよかったですから、我々をご紹介する間もなく、今年の夏などはもう大田川のそこかしこで車を停めて、川沿いで遊んでおられたという風景が見えましたし、今年はお盆がちょうど大雨だったことがあるんですが、それ以外で、天気の良いときには同じように、川辺でバーベキューをしたり、テントを張って楽しんでおられる方もおられたということでございます。そういった中で、親水護岸の整備やトイレの充実といったことが多分、議員の念頭にもおありかと思えます。国土交通省のほうでかわまちづくり支援制度という制度もございますので、そういった制度も使わせていただきながらですね、河川整備による、地域の魅力向上みたいなことも、これから、引き続き取り組んでいきたいと思っております。またつけ加えさせていただくとそういう、いわゆる親水護岸のようなハード整備ももちろんそうなんですけど、道則議員の答弁でもお話をしたように、来ていただいた方が来ていただいてそのまま帰るんじゃないくて、来ていただいて、そのついでにお金も落としてもらえりような、そういう仕組みもやはり重要だと思っております、その一つが、やはり体験型の観光、アクティビティーを充実させることによる取組でありまして、その部分の充実というの、あわせて考えていきたいというふうに思っております。最後観光教育の場についてもご指摘いただきました。実は今年度から、これも従来議会でお話をしております、加計高校の生徒さんですね、広島大学の先生を講師にお迎えをして、そういう環境教育、具体的な水質調査そういった、(せき)失礼しました、取組も実は進める予定で準備をしてるわけですが、残念ながら今のところ、コロナ禍の影響で、なかなかタイミングが合わない状況が続いておりますが、これもコロナ禍が収まればですね引き続き、そういった取組も進めていただければなというふうに思っております。(せき)失礼しました。続いてキャンプ場の整備についてもいろいろとご指摘をいただきました。特に公設民営といったお話もいただきましたけれども、正直に申し上げますとですね、特にキャンプ場についても最近はいろんな楽しみ方があるようでございまして、議員ご指摘のグランピングといった高級志向のものから、最近では1人で楽しむソロキャンプ、といった取組もあるようでございまして、こういう、そのときそのときのニーズに合わせたですね、キャンプ場の整備というのは正直、行政の手に余るといいますか、むしろそういったところは、民間の方が主体的に展開をされていく、それをある意味行政のほうで支援をさせていただくということが、お客様のニーズに合った形で、要は多くの皆さんに来ていただけるというキャンプ場の設置につながるのではないかなというふうに思っております。実際これもご紹介させていただきましたが、この秋から、温井ダムの龍姫湖のさと温井周辺施設で、民間の企業さんが、町から施設あるいは土地を借りていただいて、そこで、自らの投資でグランピング施設をつくって、この秋からいよいよオープンをされるということになっております。こういう展開を実は我々としては増やしていきたいなというふうに思っております、我々としては、本町が抱える様々な施設であったり、舞台をご提供させていただいて、それをノウハウと資金のある民間の方に使っていただいて、それが町の活性化につながるような取組を進めていきたいと。先ほど申し上げた温井の例というのは、サウンディング、特に国のほうでですね、そういう行政が持つ資産を活用して、民間が事業展開をされる、そうい

う事業展開に関心がある方々を集めていただいて、我々としてはさっき言ったような施設や舞台をそのテーブルに乗せて、あと、マッチングを国がしていただくというそういう仕組みございまして、実その取組の中で、今の温井ダムについては、一つ、ある意味、事例として挙がってきたわけございまして、引き続き、例えば今の場合で言いますと、いこいの村、いこいの村ひろしまのほうもですね、施設についてもこれからそういった取組ができないかなということを考えておりますが、いずれにしても、そういう形で民間の方にもどんどん入っていただけるような取組を頑張っていきたいと思っております。続きまして、自治活動についてのですね、支援についてご指摘いただきました。長引くコロナの中で、各地域それぞれ行事ができないとか、あるいは会合等が開けないなどといった声を我々も聞いているところございまして。大変厳しい状況が続いているというふうには認識をしております。我々自身も実はなかなかこういうコロナ禍でですね、地域に出向く機会が少なくなっているというふうには自覚をしておりますが、だからこそ、実はこの7月から、私のほうでも、去年進めさせていただいた地域懇談会を、また再スタートさせていただいてるところございまして。これあの引き続き、各自治会さんを回っていきたくと思っておりますが、そういう機会であるとか、あるいは逆にですね、改めて住民課の職員も、もっとあの地域に出させていただいて、自治振興会あたりに回らせていただく中でですね、地域の課題についても積極的に聞いていくという展開もしていきたいというふうに思っております。そういう対応で、地域の課題それぞれを我々なりに把握していきたいと思っておりますが、地域おこし協力隊を動員したらどうかというご提案ありましたが、この点についてはですね、そうは言いながらも、地域おこし協力隊も、今現在既にそれぞれが重要な任務を持っておりまして、その任を果たすために活動させていただいてるところございまして、そちらはそちらで重要な、地域にとっても重要な課題もございまして、専念してもらいながら、むしろ行政のほうで積極的に地域課題を聞いていくためのアクションを進めていきたいというふうに思っております。続きまして、国土強靱化の観点でもご質問いただきました。すいません長くなっておりますが、国土強靱化の問題についてはですね、本町においても令和2年度に、これ総務課の危機管理室が中心になりまして、策定をさせていただいたところございまして、これに基づいて、町が管理する、道路の整備等についてですね、取組を進めていきたいと思っております。ただ当然のことございまして、本町内には、国が管理する施設、県が管理する施設それぞれございまして。今回の国道191号線の崩土についてはですね、これ県のご担当ということで、県にもしっかりと対応いただきたいということをお願いをしておりますけれども、改めて、国、県、そして我々、連携をしながら、国土強靱化についても取組を進めていきたいと思っております。その上で、加計スマートインターのフルインター化についてもあわせてご質問いただきました。もともとこの問題というのは、かねてからご提案、地元からもそういったご要望もあったと聞いておりますが、特に下り方面へのスマートインターの展開についてはですね、費用対効果、それから採算性、便益性において、なかなか厳しいものがあるということで、NEXCOさんのほうで整備してもらおうというのは、現状なかなか難しいのではないかと思っております。ただ、今回、国道191号の法面崩土がありましたけれども、もともと、本町の道路状況というのは極めて厳しいところがあって、その意味で、加計スマートインター化、スマートインターのフルインター化などによって、国道、高速道路が加計と戸河内間のバックアップルートと使えるようになるということは大変、本町にとっては重要な、考え方であってですね、極めて有意義なご提案だとも思っているところございまして。ということでですね、経済的にはなかなか厳しいかもしれませんが、本町の政策的には極めて重要な意義を持つということで、今回の加計スマートインターのご要請という請願というのは、私どもとしても受け止めているところございまして、ただ、概算で4億あるいは5億かかるのではないかと話も

伺っております。そういった意味では町単独でこの請願を受けて実現するというのは難しい、というふうにも私感じておまして、また、国土強靱化のお話をいただきましたが、高速あるいは高速道路の整備そのものをですね、国の国土強靱化の対応すべき事柄だというふうに受け取ってるもんですから、ぜひ国にもしっかりとご協力をいただきたいということで、我々としては引き続き、今後はですね、国のほうにもしっかりと支援をいただけるような要望活動を行っていただきたいというふうに、行っていきたいと考えているところでございます。最後に道の駅のお話、とりわけ産直市、野菜栽培についてもご指摘をいただきました。道の駅、今現在私どもとしても、整備計画の検討をさせていただいてるところでございますが、とりわけこの道の駅の中での産直市の扱いというのは、大変大きなものがあると思っております。少し議員のほうからもご指摘ありました。そもそもですね、本町の道の駅の産直市というのは、大体、9か月で約3800万円の売上げを出しているところでございますけれども、一方で、近隣の道の駅と比較をすると、お話があった安芸高田の三矢の里さんが4億7000万、千代田の舞ロードさんで2億3000万ということで、そういった意味ではですね、まだまだ本町としては道の駅の産直市、力を入れていかなければならないというふうに思う一方で、我々もしっかりと取組をすれば、まだまだ伸びしろがあるというふうにも感じているところでございます。その中で、どうやって産直市を盛り上げていくかということでありますけれども、様々な課題がある中でですね、一つは、議員ご指摘いただいたように、出荷農家を増やして、生産量と出荷やっぱり増加させていかなければならないと。その中でも、じゃあ何が必要になるかという、議員ご指摘もございました営農指導がやっぱり必要だというふうに思っております。これあの地域商社職員もですね、お客様のニーズやあるいは志向なり、農業者には聞いたところでお伝えをするんですが、それに向けての営農指導できないということで、やはり専門家を確保していくことが、今後重要なことになるというふうに思っております。また同様のお話というのは、産直市の生産者、それから農業法人、委員会、農地利用推進委員の皆様からもですね、同様の要望というのはいただいております、道の駅の再整備計画の中でも議論となっているところであります。改めて我々としても、町の農業振興のためにもですね、特に産直市の関連で言いますと、小規模農家さんを増やしていく、野菜の多品目化を増やしていく。そのために、営農指導を行っていくということは大変重要なことだと思っております、産業観光課がこの点について中心になって取組をさせていただきながら、人をつけるという意味では予算編成に向けてもですね、これから考えていきたいというふうに思っております。長くなりましたが、以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

1番目に申し上げました入り込み客増への取組についてであります。以前にも申し上げましたように、私がプラットフォームつなみで入り込みの方に、目的やら、あるいはどういうその体験のために安芸太田町にこられたかということ伺いますと、小さい子どもさん連れはやはり、子供が安心な場所で遊べる、そういう場所を求めておられる。それから、一旦、高齢の方については、やはりこの深入山、あるいは恐羅漢を中心にした山歩きの方が圧倒的に多いということですね。さらに薪がものすごく売れます。これはやはり、キャンプに使われる方が多いということですね。その中で、近くで、こういう家族連れで楽しめる場所がありますかという、そういう要望がですね、大変多いわけですね。夏場においては子どもさん連れが川遊びをしたいということで、近くの川で遊べる場所を教えてくださいという方が圧倒的に多いわけですね。そういう意味で、安芸太田町では、若年層から高齢層まで、安心してそして楽しめる場所

が必要だ。そういう中ではやはりどうしてもトイレ等の施設の整備というのは、これは欠かせないと思われれます。ただ一方では、施設を増やせば増やすほど、管理する必要が出てまいりますので、その兼ね合いというのは十分に考えながら、対応する必要があるというふうに思っております。それから次に、自治会活動についての質問なんですけど、これは継続的に取り組んでくださいというよりは、やはりこのコロナ禍の中で活動が停滞をし、今後どうしたほうがいいのかというふうなことで、大変どの地域においても、元気がでないという状況だと思っておりますので、それで臨時的でも職員さんが出向けば1番これにこしたことはないわけですが、業務がまた多忙になるとは思いますが、緊急避難的でもやはり要望を聞くという姿勢が必要かなということで申し上げたわけでありまして。それからスマートインターのフルインター化についてはですね、これは町長から答弁が数億かかるという話も出ております。要望者においても、町の負担が幾らかかってもやってくださいという要望ではありません。あくまでも、町の財政に見合った規模の負担の中で実現を、求めておられるわけでありまして、そこはですね、今、先ほど言いますように、国土強靱化の方針が出されている中で、政治力をここは働かしていただいて、その実現をですね、できるだけ可能な方向に持って行っていただきたい。その上で、なおさらその負担が町の負担も、少なく、財政を圧迫するような規模でないものを望むと、こういうことであります。それからですね、安芸高田の道の駅の整備については、千代田の舞ロードが出荷登録者が330名、ですね。売上げが3億、野菜類が1億9000万。三矢の里の安芸高田が、登録者が500名おられるそうであります。売上げが4億5000万。うち生鮮や食品が3億1000万ということであります。太田川産直市は、現在出荷者が100名ですよ。おおむねの話として。そうすると、これは圧倒的に品数が足りない。やはり生産者と品数というのは比例をしますから、たとえ、町内の大規模の野菜の生産者の方が頑張ったところで、同一品目では増える、量は増えましても、道の駅のようなところでは、少量多品目ですから、あくまでも多くの品目があるということが、消費者の気持ちをつかむということになりますので、その点を、私は気がかりでありますから、お伺いをしたわけでありまして、もう一度その、従来からこれ生産体制は大丈夫かということは、以前から言われているところでありますので、再度答弁を求めたいと思います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。私のほうから産直市の現状と課題、今後の方向性について少し話をさせていただきます。道の駅の再整備に関して、まず、町内の産業、特に産直市の充実ってというのは、柱になるというふうに考えました。まず、農業委員さんであるとか、その他、現場であります生産者の方、また、各種委員さんのほうに聞いたところ、まず、生産される方とその流通ですね、集荷、野菜を持って行くところがなかなか難しいという話でありますとか、そういった現状がある、産直市での課題、それと、安芸太田町の農業を見たところ、やはり、人口減少でありますとか、高齢化で、兼業も含めた農家数、営農耕作面積は減少しているという現状があります。しかしながら、農業総生産額は増えていることがわかったんです。これは、ひろしま活力事業による、農業生産額の増がですね、農業、農家数の減少、そういったところを食い止めていることが確認できたところでございます。現場を、産直市の現場を見たところ、地域商社の職員がこの時期だから例えばこういうものをつくったほうがいいのかとか、そういう指導はできても、この肥料を上げたらいいんじゃないとか、水のやり方をしたほうという直接的な指導は全くできていません。そういったところを、まず、やる気といいますか、農家の方のところへ直接行ってですね、指導することが活性化につながると判断したものでございます。具体的な、まだ計画はできておりませんが、道の駅、上殿にあります産

直市を見ますと、年間総額で、野菜单品で、1万円以下の野菜が55種類、全部で200あります。200種類販売してますけど、1万円未満の野菜っていうのは55種類、1万から3万3万から5万、5万以上とありますけど、要は5万以下の少数なものがですね、約60%ございまして、例えば5万以上年間で5万以上稼いでる、出されていますと、寿司でありますとか、祇園坊柿でありますとか、そういった加工して販売するものが多くございました。そこら辺のところ、今後、道の駅、特に産直市を活性化するために重要な視点であり課題であるというふうに思ってます。こういった営農指導員を含めた形、また、しっかりとした計画、今後でございまして、そういったところが必要ではないかと。また、空いている農地を、やはり今広島県のほうも企業とマッチング事業をしておりますので、そういったところも絡めてですね、生産を上げるようなことをしたいというふうに思ってますし、安芸高田市さんとか千代田の舞ロードさんでありますような、これと単純に農家数を増やして出品料を出すというんじゃなくて、これというような、目玉商品なんかも、考えていきたいと思えます。そのためには、皆さん、農家の皆さんでありますとか、こういった協議会を含めてですね、しっかりと議論して、今後につなげてというふうに思ってます。以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

今の特に産直市の関係で話をさせていただきました。いずれにしても産直市の活性化という意味では、議員ご指摘のように、出荷登録の皆さんも増やしていかなくちゃいけない。品種も増やしていかなくちゃいけない、そのための活動についてしっかり産業観光課を中心に進めさせてもらえればと思います。ちょっと話が変わりますが、道の駅の瑞穂さんですね、ここも産直市で今有名なところでございます。ただそれは始めた当初というのは、出荷登録の農家さんが僅か9軒だったということも伺いました。そういった意味では、やはり、増やしていくということはかなり時間かかることだと思っております。我々としても時間がかかるとは言いながらですね、とにかく早くそれが実現できるように、これから頑張っていきたいと思っておりますし、そのためにも、議員ご指摘のような営農指導員ということも仕組みとして必要かと思っております。その上で、あともろもお話いただきました。改めて、護岸の整備についてもお話をいただきました。同じ思いを持ちながらも、特に私が気になっておりますのは、たくさん来ていただくのもありがたいんですが、加えてそれが、産業の振興を、とりわけ観光地域の振興につなげていく仕組みがやっぱり本町まだまだだなというものもございまして、その意味において、繰り返しになりますが、アクティビティーの充実ですとか、体験型の観光を増やすことによって、事業化につなげていきたいということもあわせて頑張っていきたいというふうに思っております。また自治振興活動の支援についてもお話をいただきました。私どもとしては、当面、地域おこし協力隊を動員するというよりはむしろ、職員なり私なりが出向かせていただいて、地域の困り事などについても、お聞きをしていきたいと思っております。まずはそういった取組をさせていただきながらですね、まだ足りない部分がありましたら、順次、取組を進めていきたいと思っております。最後に、フルインター化についてもご指摘いただきました。これも議員ご指摘のとおりだと思っておりますが、とりわけ、まだ概算ではありますけれども4億ないし5億、もっとかかるかもしれません。そういう事業でございまして、町として、政策的には改めて重要なとりわけバックアップルートという意味でも重要なものでございまして、我々としてもぜひ実現できるものであれば実現をさせていただきたいと。ただその実現に当たっては、本町単独というのがなかなか規模的にも難しいことを考えますと、国に対してもしっかりとお願いをさせていただく。いわゆる議員ご指摘の

ような政治力を使ったということもございましたが、そういったところにもしっかりとお願いをさせていただきながらですね、我々としては、前へ進めていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

今回、私が質問させていただきました内容は、橋本町政の中で今後、どうしてもこれに取り組んでいただきたい、ということを中心に申し上げをさせていただきました。道の駅についても、生産額は上がるとい、産業課長の話もありましたが、これは、単純にハウス野菜が数字を押し上げているだけでありますので、道の駅での野菜販売をするには、内容はそれは伴っていない、ということも十分踏まえて、この野菜、出荷農家を増やすということはですね、これもものすごく大変なことです。ですから、もう今から準備をしてもですね、間に合うかどうかというぐらい、私はそういうふうな気がいたします。そういう意味で、正職員でなくても、営農指導員を雇用しながら、その体制整備を進めていかないとですね、いざ蓋を開けてみましたら、全く物が集まらないということで、困ったということにならないように、ぜひよろしくをお願いします。それからインターの問題についてはですね、先ほど言いましたように、幾らかかってもやってくださいということはこれを申し上げられません。町の財政規模というのがあるわけありますので、しかしこの持続可能な安芸太田町のまちづくりのためには、これはどうしても必要な整備である、ということだけは申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

○中本正廣議長

以上で5番末田健治議員の質問を終わります。3時まで休憩といたします。

休憩 午後 2：50分

再開 午後 3：00分

○中本正廣議長

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。6番、大江厚子議員。

○大江厚子議員

6番、大江です。今日の最終となります。よろしくお願ひいたします。今日は4項目、質問を通告させていただきました。まず初めに、同僚議員からもありましたが、このたびの台風、そしてそれに続く長雨、大雨による災害の警戒の対応につきまして、役場職員の皆様、消防団員、そして地域の関係者の皆様、このコロナ禍の中、本当に連日連夜の激務、本当に大変なことだったと思っています。住民の命を守るとい、責任を全うされた、本当に心から感謝申し上げます。今、職員数の削減を言われていますが、このような緊急対応を思いますと、平時のみを想定した職員数を設定することには、本当に危惧を覚えます。考えるべきことだというふうに思っています。またこのコロナ禍、病院関係者の方々には本当に、平常の業務に加えてコロナワクチンの接種、それから感染のチェック、抗原の検査等、本当に丁寧な対応をしていただきました。私も実際経験しましたので、本当にありがたく思っています。感謝申し上げます。では、質問に入ります。初めに、大規模風力発電計画を通じて明らかになった課題と今後の取組です。7月の町長の風力発電計画は受入れられないとの決断をもって、本町の町有林において、J-POWER、広島西ウインドファーム計画の風車は、建つことはなくなりました。一体どれほどの数の風車が建つ予定だった

のでしょうか。中国経済産業局が公開した、J-POWERのFIT、再生可能エネルギーの固定買取り価格制度の申請の内容を見ますと、J-POWERは、安芸太田町に変電所1か所、風車を28基建てる予定でした。全体で建てる予定は、基は36基、最初の予定を下回る30基でした。つまりあとの2基は吉和です。ですから、大半は安芸太田に建つ予定になったということです。予定ですよ。驚きの数です。さて、この計画を議会や町民が知ることとなったのが昨年6月下旬、この1年は、大規模風力発電がもたらすリスクとメリット、エネルギー問題、この町のあるべき姿、理念を問うものとなりました。無駄な活動、議論は何ひとつないと捉え、改めてこの1年を総括するとともに、今後のまちの姿を皆でつくっていく取組をすべきと考え、以下質問いたします。1、広島西ウインドファーム計画の現時点での状況について、町長の判断をJ-POWERに伝えられた以降、この計画について進捗状況の情報提供はありますか。次に、環境影響評価は続いていると思いますが、これに関し、本町予定地部分は外されているのでしょうか。そして、町は昨年10月に、J-POWERへの貸付け、または使用させることを想定した相談協議を行っていることを説明した、再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る証明書をJ-POWERに発行した際、その証明書の中に、鷹ノ巣山や奥の原山など3か所の県営林も含まれていました。今回の町長の受入れないと判断には、この県営林3か所も含まれていますか。次に2番目の質問です。この計画を通じて、どのような課題が明らかになったと考えますか。例えば、庁舎内で設けられた検討チーム、プロジェクトチームの体制について、役場内の検討チームは各課、関係職員で構成すればいいと思いますが、さらには動植物生態系や地質調査の学識経験者等を加えた組織も必要と考えます。いかがでしょうか。災害防止、自然保護の観点から、例えば、この町にも自然保護条例の設置の必要性があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。また、環境影響評価の内容について、特に土砂災害危険区域の配慮等は項目に入っていません。どうお考えでしょうか。そのほか、課題がありましたら、お伝えください。以上2点をよろしく申し上げます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。まず大江議員よりいわゆる広島西ウインドファームの件について、ご質問いただきました。詳細は、また担当課長のほうから話をさせていただきますけれども、改めてですね、広島西ウインドファーム計画、進捗状況について、今の連絡があるか等について、お答えをさせていただければと思いますが、そもそもこの広島西ウインドファーム事業というのは、先んじて、議会のほうで受入れ不同意の議決を出していただいて以来、私どもとしても独自に情報収集しながら議論を重ねてまいりました。さらには町民の声もお聞きしたいということで、そういった意見交換会の場や意見募集も行わせていただきました。最終的に意見交換会、あるいは意見募集ではですね、ほとんど意見としては反対という声が多かったわけですが、最終的に町としても、そういった状況を覆す、要は本事業は、必ずしも本町に必要な、必要不可欠な事業ではなく、また町民の安心安全を考えた場合には受入れるのは困難と考えまして、7月16日付でその旨を事業者にお伝えをしたということでもあります。そのあとですね、私どもとしては、19、20日の両日に、関係機関であります広島県、それから広島市、廿日市市、それから広島森林管理所を訪問させていただきまして、受入れをしない判断に至った経緯の説明をし、また意見交換会、意見交換を行いながらですね、本町の考えをご理解いただくとともに、今後とも引き続き情報共有など、連携をさせていただきながら進めていきたいというお話を確認してきたところでもあります。その上で、現状ですね、事業者のほうからは、本町の意向表明以降、特段の連絡も、あるいは特段反応もございません。町内からはで

すね、様々御声を声も聞いておりますが、安心したという声をお聞きする一方で一部、もう少し時間をかけて判断すべきではなかったかというご意見もいただいているところでございます。そういった状況でございます。今のところそういった意味では、事業者のほうから特に特段の動きがないわけでございます。我々としても、それ以上、事業者の動きについて把握しているところではございませんが、改めて、動きについては把握をしてないというところでございます。その上で、環境影響評価手続の進捗状況としては、直近では、7月30日付けで、環境影響評価方法書に対する経済産業大臣の勧告が、なされているという状況でございます。続いてこの計画を通じての課題ということで、ご質問いただきました。今回の対応についてももろもろ、町としても取組をさせていただきましたが、課題というか一つやはりですね、環境影響評価に関する専門的知見、これがなかなか本町単独では全部そろえるのは確かに難しいなということは感じておりました。ご指摘のように、町としてプロジェクトチームをつくって、それぞれ関係する部署が集まってはいましたけれども、現実問題として、動植物の関係の話が出ましたけれども、特に専門的な知見を要する部分については、これは本町だけじゃないと思うんですが、なかなか、いわゆる環境影響評価法に対応できるだけの知見を職員として、保持してる、というのはなかなか、特に市町村レベルではかなり難しいのではないかと思います。じゃあそういった部分をどうするかというところで、では我々として、例えばお金を使って、ある意味、独自に調査をするかということとそれも大変なことでございますし、それをしたとしても、現実には事業者がやっておられるようなレベルでの調査というのは恐らく難しい。研究費、お金についてもですね、桁が違うことが、桁が違っていただろうなというものもありましてですね、そういった意味で、基礎基本的なデータや調査内容について、やはり事業者さんが出されてるものをまずは、検討させていただくことになる、ということだと思います。またご指摘がありましたこの環境影響評価の中でも特に、土砂災害の観点というのが項目としてはほとんど入っていない、そういったことも今回改めて私も、初めて気がついたといいますか、というところでございまして、その意味で、環境影響評価の考え方も、我々素人が一般に感じるものと、国のほうで用意されてるものというのはかなり開きがあるのかなあということはある意味、今回気がついたというか、感じた点でございます。その上で最も大きな、私自身が課題だと思っておりますのは、今回の計画を通じて、これだけの大規模な開発事業でございますが、実際に地元自治体がやはりできることというのは、かなり限られてるなということも改めて感じました。環境影響評価法というのが、環境に配慮してほしいということは自治体として意見を述べられますけれども、いざ、地域なり地元が建設を望まないという場所に計画された場合にですね、計画そのものを止める方法は、改めてないということ、を感じさせていただきました。今回はたまたま町が地権者だったということで、判断を、ある意味、関係者として下すことができたわけでございますけれども、実は計画そのものはですね、そういった意味ではまだ事業者のほうが取下げたというお話も聞いておりませんし、状況がどうなってるかも、我々把握してないところでございますが、改めて、ですからそういった意味では、町内には建ててほしくないという話はさせていただきましたが、町有地から外、今でいうと広島市側あるいは廿日市市側さんで建てることについては、町としてもなかなか止めるような方法がない、といったことも現実としてあるわけでございます。こういったことに今後どう対応していくのかということは、大きな課題でもございますし、場合によっては、議員お話があったような大規模開発をある意味、町として止められるような条例みたいなものも、改めてその必要性について、少し感じたところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長。

はい。町の方針決定以降ですね、事業者のほうから計画等についての見直しとか、そういったものがあるのかということのご質問いただいております。特に事業者のほうからですね、計画云々についてですね、変更するといったそういったことの報告が特段受けておりませんので、計画のほうはそのまま、まだ進んでいる状態だと思います。それとFITの申請をした際に、我々のほうが証明をしたわけですけども、これについても特段ですね、何らかのこのことについて協議があったということもございません。それと、方法書については先ほど町長が申し上げたとおり、経済産業大臣の勧告が7月30日の付けでされているというところでございます。あと、もれてないですかね。はい。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。今の答弁、私もうなずきながら聞かせていただきました。その上で、例えばアセス、事業者から何も連絡がないから計画が進んでいるのではないかという予想ということですが、環境影響評価、での調査は、この町はもう必要ないんではないかと思うんですね。それなのに立ち入って調査をしているという現実があるのかどうか。もし、そういうことがあるのならもう立入りを禁止し、この町でのアセスは中止する、すべきと求めるべきではないかと思っています。それから、先ほど町長も条例のようなものが必要ではないかと、私も全くそう思っています。全国の自治体には、自然保護条例や環境保全条例が制定されています。都道府県、県はね、もちろんのことですけど、お隣の北広島町では、環境保全に関する条例が2005年、平成17年に制定されています。何と33条から構成されていて、基本理念、町の責務、環境保全、環境の保全に関する施策に係る基本方針等々詳しく載っています。一方安芸太田町を調べてみますと、安芸太田町ふるさと清流条例などの個々の条例は、などというかこれはありましたけど、自然保護法、あるいは環境保全、全体を網羅した条例ではありません。安芸太田町環境保全審議会条例というのが6月に、少し質問させていただきましたけど、これは審議会に關しての条例でして、保全、全般のことではありません。条例も9条からなっているものです。私は、今町長が言われましたけど、今回は対象地が町有林でしたが、今後、民有林を対象とした計画も出てくる可能性がありますので、本町の住民の命、暮らし、自然、景観を守るためにも、開発に一定の制限をかける条例が必要なのではないかと考えています。この2点お伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて、課題についてということでもご指摘いただきました。そもそもそういった意味ではですね、この広島西ウインドファーム事業が今後どうなっていくのかということについては、これ我々としてもしっかりと注視をしながら、また場合によっては次の対応も考えていかなければならないと思っております。その上で、大規模開発事業に対するある種、環境を保護する観点からの条例ということでもお話をいただきました。実は風力に限らず、ここ最近でいうと、特に大規模な太陽光発電が、いろんな地域で問題になるというか、環境破壊が問題になっているところもございまして、その意味で、大規模開発事業について、自治体独自の規制をかける条例ですとか、あるいはそれとは別に、むしろ、こういったところはそういう大規模開発をやってもいいよという、ゾーニングというんですかね。そういったものを逆に指定するような地域もあるというふう聞いております。また一方で、本町で言いますと、悠久の森条例の

ような形で、環境保護のための地域を指定してきた事例もありますので、それぞれ、どういう取組が効果があるのか、比較、あるいは調査、それは、さらには、ご指摘いただいたような先進事例なんかも含めてですね、調査研究をさせていただきながら、今後どういったものを、町として用意すべきなのか、検討していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

確かに、全てが開発は無理、できないというふうなことよりは、ゾーニングという形で、ここはこう、ここはこうっていう検討も、必要かもしれません。それと、さっき言いました、だから、7月中旬以降は、アセスに関しての立入り調査というのは入っていないということですか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。現状、アセスのほうですけれども、まだ調査のほうは継続して実施をしております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

先ほども言いましたように、この町での計画はもう断るということですので、その調査自体も立入りは禁止ということ強く要請すべきだと思います。次の質問に入ります。安芸太田町における地産地消エネルギーシステムについて。ちょっと、ちょっと大きい質問になってしまいましたが、私たちの暮らしの中で、石油や天然ガス、石炭などのエネルギーを使っています。日本では2019年、その84.8%が化石燃料が占められたと言われております。温室効果ガスであるCO₂を大量に排出することになります。今まさに私たちが直面している地球温暖化、気候変動は人類や全ての生き物にとって緊急の課題です。質問に入ります。これからのエネルギー問題、エネルギーの生産供給、使用、消費についてどういうふうにお考えでしょうか。ちょっと余りにも大きいので雑ばくな、ざっとした返答で構いません。2、この地域に存在するエネルギー資源は、地域のために使われるべきと考えます。地域の自然、資源を活用して、外部の企業が利益を得るのは、納得できません。町長は町広報8月号で、「本計画を突き詰めれば、民間事業者による営利を目的とした事業であり、かつ、本町のまちづくりに必要不可欠とは言えません」と述べられています。私も全くそのとおりだと思っています。広くこの地域に存在する自然エネルギーから、自然資源から得られるエネルギーは、地産地消という形で利用すべきと考えます。本町に根差した自然エネルギーあるいは再生可能エネルギーの生産、発電ですよねと、電気の供給システム、今でいう新電力についてどう考えますか。以上、質問いたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きましてエネルギー問題、大きな視点からのご質問をいただきました。私が申し上げるまでもなく日本のエネルギー政策としても、現状においては、安全性を大前提ではありますけれども、自給率を上げるということと、特に温室効果ガス排出量の削減を同時に達成するということが指摘されておま

して、近年はというか、特に菅総理自身もですね、脱炭素社会の実現というのを大きく打ち出されたところでございます。次期計画はこれからまた新たにつくられると聞いております。それではさらにこの脱炭素社会に向けた取組というのが、さらに強くですね、打ち出されるのではないかなというふうに思っております。本町としても当然、この国の方針に従ってという、この国の方針と同様に、脱炭素社会の実現に向けて取組を進めていく必要があると思っております。加えて申し上げますと、本町の場合特に地方地域の自治体からいうと、脱炭素社会と同時に、少し触れていただきましたエネルギーの地産地消ということもやっぱり、考える必要があるというふうに思っているところであります。その上で、議員のほうからもこの地産地消の話も少ししていただきました。ちょっと私の広報の関係で誤解があるとあれなんですけど、民間事業者さんがその仕事をされる場合、当然営利を目的としてされるわけでごさいます、私もそれそのものを否定するつもりはありません。むしろ当然のことだと思っております。ただ広報で書いていたのは、地域で反対をされる方がおられると。反対をされるお方がおられるのを、その状況をあえて進めるための理由があるのかと考えたときに、あくまでも民間の営利を目的とした事業であって、そういった困った方々をあえて説得してでも、やらなければならない事業ではないというのがあったものですから、そういう表現を使わせていただいたことでごさいます、その意味では、先ほどの観光事業も申し上げましたように、営利を目的とされる事業者さんと、町として観光振興していきたいという思いがうまく組み合わせる形、だから民間と我々としっかり連携をしながらやっぱり仕事を進めていくということが重要なのではないかなというふうに思っているところでございます。その意味で申し上げますと、今回も風力発電そのものを否定してるわけではございません。あくまでも計画として危ないところがあるということがもともとの考え方でございました。その意味において、本町の中でも、まず現在既に水力発電が相当大きな規模で、進められているところでございまして、その電力が町外の方に使われることというのも我々としては、それはそれでありだと思っておりますし、むしろそういった形で、自然環境保護あるいは、脱炭素社会にご協力できるのがあれば歓迎すべきことではないかなというふうに思っているところであります。そういう観点で申し上げますと、ただ、まあ、ここから先がちょっとまた話が変わるんですが、本町としてもですね、地産地消のエネルギー使えれば使いたい。現実には水力発電は相当な規模が運転されてるんですが、基本的に今の再生可能エネルギーの利用者というのは、おおむね、固定価格買取制度を利用されておられまして、固定価格買取制度の場合には、中国地方だと、中国電力ネットワークさんが一律、買わなければならないという形になっていて、その上で、中国電力さん自身は、水力発電からできた電気だけ売りますよという仕組みになってないですよ。そういう意味で、本町としても本来であれば、改めて水力発電だけのエネルギー源が買えれば、そういう選択肢もあるのかなと思ってるんですが、現実にはなかなかそういう取組になっていない。一部、中部電力さんはそういうメニューをつくられたという話も聞いておりますので、中国電力さんもそういう取組があれば、また考えていきたいなと思っておりますし、あるいは、現時点でそういう取組をしようとする、お話をいたしました新電力さんの電力を買うということになるかと思えます。ただ現実、本町内の電気を使った新電力さんというのはないものですから、例えば今後、角田議員の話にもありました、これからバイオマス発電所は、バイオマスの、森林バイオマスの発電事業なども、本町で進めていただければなというふうに思っております。あるいはそういったところが、FITを使わずに、そういう新電力という仕組みを使って、電気を売りたいというようなことになればですね、そういったところも、利用できればな。ただ、その場合には、今買っている電力よりも、やっぱり少し割高になるのではないかなと思っておりますので、そこら辺は少しよく考えていきながら、あくまでも経費を抑えるという観点からすれば、安いほうがいいというご意見もあろうかと思えます

んでですね。そういうところも考えていく必要があろうかなと思っております。最後になります。実は電気にこだわらなければ、エネルギー源という意味では例えば、これもお話があったとおり、チップボイラーですとかペレットストーブ、さらには、薪を使うとかいった方法もございまして、そういうところはそれはそれとして別途進めていくべきだというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。私が言うまでもなくですが、2016年の電力自由化以降、様々な組織が電気事業に参入してきました。その中には、私も入っていますが、生活協同組合が運営する新電力会社や、地域をベースにした、自治体の一部出資して設立した新電力会社等もあります。今後住民が出資して、設立する電力会社も出てくるかもしれません。この新電力会社は、供給エリアを地域に絞り込み、つまり、今町長が言われましたようにこの地域に限定して供給する。それから、電力の買取りも地域の発電者から買い取る、まさに電気の、これこそ、電気の地産地消です。町長はさっきも言われてもいますように、木質バイオマス事業について関心を持っておられます。また今後、FIT制度の契約が切れる地域の太陽光発電を持っておられる方もいます。事実、私もうちも今年で切れるんですけど、そうなるともう42円の買取りが6円、7円になるんですね。そうなる、その売電の受皿としてそういう新電力会社が受皿になることも考えられます。安芸太田町に存在する自然現象、太陽や水などによって、得られるエネルギーや、先ほども言いましたように木質バイオマスエネルギーや、もっと言えば廃棄物エネルギーの買取りと、住民に供給する新電力会社を立ち上げて、電気事業を運営することで、その利益が全体がこの地域に還元できるっていう仕組みも考えられます。また、この時代、原発や化石燃料を使わない発電ということを求められる消費者も必ずいると思うんですね。そういうことをターゲットにした新電力会社っていうのを考え、今すぐというのはとても難しいですけど、考えていく、いい機会ではないかと思えます。これから私の考えですが、何より重要なことは、とどまることを知らない資本主義経済のもとでの成長戦略です。もはやこの状況が続けば地球はもたないとさえ言われています。経済が経済成長が、人類の幸せにつながるという考えからは、もう脱却すべきと考えます。この町はそうした考えを、そうした傾向を、そうした考え方を真剣に取り組む環境にあると思うんですね。私たちはこの先どう生きていくのか、どう生活していくのかというのを真剣に考えていく、そんな議論をこの町で広げていく、挑戦していくっていうこともまた、風力発電計画を考えたその、何ですかね、その後の私たちの継続すべき事業ではないかと思えます。事実、住民の方から、町長は、そういう判断されて本当によかった。しかし、エネルギー政策、この町でエネルギーをどう考えるのかっていうのは、すぐに問われた質問なんですね。やっぱりこの小さな町であっても、エネルギー問題っていうのは考えていくべき大きな課題だと思っております。以上で、2番目の質問は終わります。次に、黒い雨、訴訟審判、黒い雨控訴審判決定についてです。7月14日に広島高等裁判所において、原告団とその支援者の粘り強い運動によって、黒い雨訴訟は全面勝利、そして国も上告を断念しました。質問です。1、黒い雨裁判の広島高裁の判決内容について、どう評価されますか。2、菅首相は受入れがたい部分もあるとしながらも、上告を断念。判決が確定しました。国の判断をどう考えますか。3、菅首相は、原告らと同じ事情の方々について、救済すべく検討したいと述べました。黒い雨弁護団は、黒い雨に遭いながら原告にならなかった住民を対象に、被爆者健康手帳の交付申請に関する無料相談会を安芸太田町安野と広島市で開かれます。また私も数人の方に、手帳の申請についての相談を受けました。また原爆被害者の会の方々も動いておられ、60数名の黒い雨、被爆者と思われる人を確定したと言われています。こ

れまで私は一般質問で取上げてきましたが、原告同様、黒い雨に遭った人への被爆者認定申請について、町の今後の取組について伺います。以上、2点お願いいたします。あ、3点お願いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて、いわゆる黒い雨裁判の関係について、いろいろとご質問いただきました。ひとつ高等裁判所の判決内容について、どう評価するかということでございました。改めて今回の判決内容についてですね、まずは黒い雨が降ったと考える線引きが、広い範囲で降ったと推し量るのが相当と判断されたということが、まずは指摘されています。また黒い雨を直接浴びていなくても、放射性微粒子、空気中のものをですね、吸い込んだり、あるいは飲料水に混入したものを飲む、さらに野菜に付着したものを食べる、こういったことも内部被曝として、可能性があるということも指摘がございます。さらには、健康被害の恐れが否定できない限り広く救済すべきという判断も示されたということで、いずれも画期的な判決を出していただいたというふうに思っております。続いて、国が上告を断念したことについてでございます。従来からこれ私も議会で申し上げましたとおり、黒い雨体験者の方々の長年にわたる苦悩、さらにはまた高齢化で年を追うごとに、やっぱり仲間が、同志が少なくなっておられるという状況を考えますと、もちろん、判断も必要ではございますが、人道的な視点に立ってですね、救済方法を考えていくということが、そろそろ求められるタイミングに来てるんじゃないかということは繰り返し、私としてもお話をしてきたつもりであります。今回の判決を受けてですね、町としても、行政報告で述べましたけれども、この黒い雨の関係についてはですね、もともと本町含む2市5町ですね。安芸高田市、廿日市市、それから北広島町、府中町、坂町、海田町ですね、失礼しました。といったところで連携をしながら取組をさせていただいた経緯がございます。そういった2市4町と本町との間の連名でですね、県や市が出されたものと同様の要請、上告を断念していただくということとあわせて、原告と同等の方々についてもですね、救済措置をとっていただくようにという要請をさせていただいたところでございました。そういう中で、上告断念を決められたということで、私自身も個人的に大変ほっとしているところでございまして、今後はそういった意味で、原告の皆さんには対応させていただいたとこでございますが、引き続き、今度は原告と同等に黒い雨で被害を受けた方に対しても救済がされるように、我々としても願っているところでございます。以上でございます。もう一つございました。被爆者認定についての町の取組ということございました。まず判決が確定してから町としてはですね、町内在住の原告27人の皆さんに対して、手帳交付を行っているところであります。現在はその手帳交付に基づいて、医療費の払戻し手続等についてですね、説明をさせていただく、といったところをやっている最中でございます。その上で、同様の被害に遭った方々への被爆者認定ということでございますが、現状町のほうにもですね、どうやって手帳の交付をするんだと、取得をするためにどうすればいいかという問合せは、来てるところでございまして、県外県内から、例えば町内で6件、町外で13件ですね、9月3日現在でございまして、既にいただいているところがあります。町としてはですね、そうは言いながらも現在は、国や県それから広島市からの手続に関するお話、取組について待ってる段階でございまして、もちろん県や市のほうからですね、検証に対する要請があれば、それにはしっかりと協力をさせていただきたいと考えておりますけれども、現状は、先ほど申し上げました国、県あるいは広島市の取組を待ちながら、現行の事業ですね、黒い雨に対する、健康不便、不安や相談事業、これを引き続き進めていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。高裁の判決内容についての評価ですが、私も全くそういう評価をしています。一審では原爆手帳交付認定要件とした11疾病の発症を、認定要件として発症していなければ、第一種健康診断受給証をまず発行してということに、していましたけど、二審ではもうそれすら要らないと。疾病が発症してなくても、原爆手帳交付ということになっていました。それから、今町長言われたように、内部被曝を本当に認めたとということでは、大きな成果だと思っています。これは黒い雨にかかわらず、今福島原発事故による被曝で住民の方や、核産業に携わる労働者やの人の健康被害や被曝を避けるための対策としても本当に内部被曝が認められたということは重要なものになります。福島の人々が、この黒い雨の判決の内容、ほんとに期待され、結果を本当に喜んでおられます。そういう意味では、黒い雨の判決というのは、各被害の人にとって大きな朗報になったと考えています。それから、今言われましたように、2008年に、県3市5町で原爆被害者の実態調査をされました。そのときに、国に地域要望の拡大をされましたが、その際に、安芸太田町で、地域拡大要望対象地域は、旧加計町の一部、それから旧殿賀村の一部、旧安野村、旧筒賀村の一部、旧戸河内町の一部、そして旧上殿村となっています。かなり広範囲が、地域拡大を要望されていたんだと私も資料見て思いました。ですから、当時の調査とそして、この地域拡大、対象地域のもとに、原爆健康手帳の交付申請を広報等でね、広く通じ、知らせるべきではないかと思っています。交付申請されれば、治療費の自己負担部分が国庫負担になり、健康管理手当の支給も、あります。被爆者にとって、医療費の不安なく、治療に当たれるということは本当に、安心できると思うんですね。1日も早く申請できるように、町はあらゆる手段を使って支援すべきと思います。また、申請を躊躇される理由の一つとして、私も以前から聞いてたんですけど、申請の際、証人2人が必要なのではないかという、心配です。これは私は必要ないと思ってるんですけど、ちょっと調べましたら、2019年の全国健康関係主管課長会議資料の中に、被爆者健康手帳の審査に際しては、申請者の原爆投下当時の所在や行動について、事実関係を可能な限り客観的かつ正確に確認必要、確認する必要があるが、この確認に当たり、必ずしも証人を、証人を必要としているわけではなく、というふうにあります。例えば、申請者本人から当時の状況を記載した陳述書や誓約書を提出するとか、行政において家族が手帳を取得した際の資料や、同じ場所で被曝した人の資料を調査するなど、十分事実確認がとれれば、柔軟な対応をするというふうに述べられています。こうした証人が2人も要るからもう今は難しいというふうな心配を払拭するためにも、こういう、柔軟な対応をね、があるんだっていうことも、住民に知らせるべきだと思います。そして、今行われています、黒い雨体験者の相談支援事業に一層の重点、重きを置いてやっていただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。もろもろご指摘いただきました。やっぱり随分時間が経ってることもあってですね、証明ということが大変難しい問題だと思っております。そういう意味において、どの程度を具体的な取組で求められるかというところ我々も大変関心を持ってるところでございます。はやる気持ちはあるんですが、そうは言いながらも今、国、県それから広島市のほうでも検討されてると思いますので、まずは、その対応をしっかりと、待たしていただきながらですね、ご指摘あった相談支援事業はしっかりと取り組ませていただきました。

いと思っております。以上です。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、1点ほどちょっと説明させてください。黒い雨を浴びたその地域がまだ拡大しているわけではありません。これは正式に国県からの通知が出たわけでもありません。ですから今の時点で、黒い雨を浴びたということで申請を、拒むことはできませんけども、今の時点でのエリアで、それを審査され、結論が出ますので、状況によっては、残念ながら却下ということも出てくるかもわかりません。こういった状況ですから、それこそ、地域の拡大というものをしっかりと求めていくことを私たちはすべきだというふうに今、担当課はとらえております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、私も、地域拡大というか、今回の判決に即した地域拡大、大瀧雨域、増田雨域をもう確定してほしいということは、本当に要望していただきたいというふうに思っています。黒い雨弁護団は、必要な被爆者手帳の審査基準の改定を速やかに実行するように、県、国、市に要望しています。審査基準の改定、つまり地域拡大ということですよ。それを町も、国や県に要望すべきというふうに考えます。また、申請しても却下される場合も、もちろんそれは可能性としてありますが、申請したときに、もし認可されれば申請時に遡って、認可がおりるのではないかと思うんです。そうすると、今回の、黒い雨の、原告団の人はだから、6年前の集団訴訟の際の日時に遡って、認可されるのは、認定されるので、医療費とかそのもろもろが今計算されているんじゃないかと思うんですけど。ですから私は、可能性があるにかかわらず、やはり、自分は黒い雨に遭ったという人は申請をされれば、されたらいいかな、されるほうがいいかなというふうに思っています。どうでしょうか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、私が間違えであったら大変失礼なんですけども、今回、遡って、認定になられたのは、あくまでも、訴訟を起こされた方々に対するものでございます。今回の判決を受けて以降、黒い雨を触れられたということで、申請をされても、先ほどもお話があったように、基準がまだ定まっていない。それを、あくまでも今申請されて、基準が定まっていないような状況下において、また、今回の裁判のときと同じように、申請時まで遡るといようなことは、とても今の状況でまだ難しいかなというふうに思っております。ですから、もう少し状況を、私も確認をさせていただく中で、どうしても申請をということがあればですね、全くそれは拒むこともなく、ちゃんと国のほうに進達をさせていただくというふうなスタンスで取り組みたいというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

では、私がちょっと誤解していたのかもしれませんが、ただもう高齢になっておられますので、本当に早い、国の確定、そして申請っていうのをね、やっていただきたいと思っています。次に、災害時の避難と

避難所について伺います。今回の台風、長雨、大雨による避難、避難所開設運営の状況についてお伺いします。2、避難所に関する整備と広報について。指定緊急避難所、災害の危険から命を守るために緊急に避難する場所とあるいは指定避難所、災害により自宅へ戻れなくなった人たちが一時的に滞在する施設、被災した人が次の住まいを確保するまでの間、生活する場所になる。この二つがあるようですが、それぞれで用意されているものは何でしょうか。また各自が用意すべきものは何でしょうか。また、高齢者、障害のある人、女性、妊婦、乳幼児を抱えた人などへの配慮すべき点、整備すべき内容を、どういう、どう避難所に反映させていますか。またこれらをまとめて、避難所説明書あるいは運営マニュアルとして全戸配布すれば、住民は避難の見通しがつき安心できますが、いかがでしょうか。3、ハザードマップの活用について。先日の中国新聞で、ハザードマップを確認したことがある人は、9割の、9割に上ることが、伝えられました。ハザードマップを利用して、自治会等で各世帯がまた自分が今、自分がどういう危険な場所に住んでいるのか、あるいは危険がないのか、避難場所はどこか、避難経路や避難した場合、それを誰に知らせておくべきかなどの計画を立てるべきと思っています。危機管理室でそれは十分に考えられていると思いますが、これについていかがでしょうか。また安芸太田町避難所を検索しますと、安芸太田町防災マップがトップに出てきますが、防災マップの避難所は、平成25年8月時点のものであり、避難所も、土砂災害警戒区域も、最近のものとは、最近のものは変わっています。例えば、戸河内土居といえば、現在戸河内中学校避難所はありません。土砂災害警戒区域等も少し変わっています。配布されている最新版をネット上にも、公表すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。それでは担当の総務課より答弁を申し上げます。まず1番目の、今回の台風、大雨による避難、それから避難所開設、運営の状況についてというご質問をちょうだいしました。時間の関係上少しですね、短めに答弁させていただきます。今回の台風に関しましては、8月9日、実際には台風による、風大雨等ございました。8日にはですね、既に、タイムラインに従いまして、職員のほうは事前準備を始めております。この9日にですね、台風によりましてどちらかというところのほうでございました。雨により、土砂災害の危険が高まったといったところからですね、エリア限定になりましたけれども、修道、安野、それから、坪野地区を対象に、避難所としては修道活性化センターを広域避難所として指定いたしました。いわゆる避難指示レベル4ですね、こちらを発令をさせていただきました。またその台風に起因します、大雨の関係でございますけれども、8月11日から大雨では、特に12日に雨が強まりまして、まずこの段階で、高齢者等の避難、いわゆるレベル3を発令し、14日には、14日にはですね、全町に対して、避難指示レベル4を発令をさせていただきました。この間もですね、非常に出入りが非常に雨の状況を見ながら、発令に関しては出たり、取下げたりといったことを繰り返したんですけれども、今の全町に関する避難指示、こちらにつきましては、広域避難所4か所のほか、地域で運営していただいております避難所42か所を開設していただきまして、最大時で205名の方が避難をされたという状況でございました。長期間にわたる避難所運営ということでございましたので、本来、防災計画ではですね、これ、住民課のほうはその任に当たるということになっておりますけれども、広域避難所には各課室の連携のもとで職員を交代させながらですね、広域避難所に関しては職員をつけ、対応をさせていただいたという状況でございます。一方で地域の避難所に関しましては、地域のほうで開設いただき、自主防災組織があるところ等はですね、しっかりと対応していただいたというふうに伺っております。それから避難所に関する整

備等につきましてご質問ちょうだいいたしました。これ確かに考え方が二つありましてですね、いわゆる、最初の発災を逃れて、逃れるための避難所、避難する場所という考え方と、いわゆる被災してから、避難をしていくという避難所の考え方というのがあろうと思います。本町の場合はですね、やはり、大規模に受ける被害の場合は、何ていうんでしょう、大都市部と違いまして、多くの方が被災するという状況というのが、洪水は別なんですけれども、土砂災害の場合は割と集落単位、言い方を変えますと少しミニマムな形での被災ということになりますので、私どもが力を入れているのは、最初の初動の避難の部分を促すための避難所と、いったところを重視しているところでございます。もちろんですね、生活を含むような避難所ということになりますと、これは広域避難所であったり、またさらに大きくなれば学校の体育館等を使用させていただくといったような、避難計画ということが考えられます。最初ですね、初動の災害を逃れるための避難所の運営開設といたしましては、やはりできるだけ早めに避難をいただくということで自主的な避難をまず呼びかけているという状況でございます。ですから準備物もですね、できますれば今回の長雨はですね、私どもも正直経験がなかったというふうに申し上げましたけれども、本来でありましたら、1、2食分の食事と、毛布程度持って来ていただくといったことが、我々としては望ましいというふうに考えております。広域避難所に関しましては、一応下に敷くマットでありますとか、それから毛布、もしくはですね、畳の部屋等もございまして、そちらを活用していただいているという現状でございます。一方で各地域に属する避難所でございますけれども、ここはなかなか物品等も届いて、届ききっていないという現状、もちろん私どもも把握をしておりますけれども、地域によりましては自主防組織、また、自治振興会さんのほうから要請がありまして、いわゆる体が少しご不自由な方だったりですとかですね、骨折をされてる方がいらっしゃるとか、というようなケースで申しますと、例えば、横になったりするのが難しいので、段ボールベッドを支給してくれないかというようなお話をいただく中で協議し、そういった段ボールベッドやアルミマット等、実際に配布させていただいているという地域もございまして。また今回に限らずなんですけど、前年度から非常に神経をとがらしているのが、コロナ対策の案件でございます。コロナ対策用のアルコール消毒液やマスク等に関しましては、いわゆる地域集会所のほうにはですね、旧地域づくり課、今現状では住民課の力も借りながら、全ての集会所に一応配布をさせていただいているという状況でございます。大規模災害を発災を受けた後の対応ということになりますと、やはりこれは少し準備物が変わってこようと思います。町では防災関係のですね、備蓄というのを、前にもお話をさせていただいたとおりなんですけども、備蓄をさせていただいているという状況でございますので、こういったものの活用というものももちろんあるでしょうし、また同時に、調達ということができれば、させていただくという流れになろうかと思っております。はい。それから、広報の部分でございますけれども、やはり3番目にお話しいただきましたハザードマップっていうところもあるんですけども、今現状、町のほうとしてはですね、やはり高齢者がかなり多いということもありまして、ネットでの公表っていうのが今望ましい状況もあるんですけども、毎年、今のハザードマップを配らせていただいております。ご自身の地域、どこが避難所なのか、どこが安全なのか、また、自宅はどうなのかといったようなご確認をいただいているところでございます。ハザードマップの活用という部分につきましてはですね、毎年のように、議員もおっしゃられましたけれども、河川の浸水想定の見直し、こういったものや、土砂災害警戒区域等の調査による見直しが最近ここ近年毎年のように行われております。ここは適宜更新を実施して、併せマップの更新も実施をさせていただいております。先ほど申し上げましたとおり、いわゆる出水期に当たる6月をめどにですね、このハザードマップを配らせていただくということ、今3年間、続けてさせていただいております。本来でありましたら、このハザードマップを活用した勉強会というんでしょうか、講

演会みたいなものも、実施をしたいというふうな意向でございましたけれども、新型コロナ禍の状況の中です、一堂に会する行事が困難ということで、ここは今現状、控えているような状況でございます。また小さな単位で勉強会というかですね、自主防組織のほうで、していただければということで、促進しようという、案を練ってございましたけれども、今のように、地域行事も自粛されているといったような状況の中です、自主防組織での活動というの、現時点で推進してまいりますというのが非常に難しいものと考えております。このコロナ禍、少し明けた状況の暁にはですね、こういったことを、我々としてはやっていきたいという思いを思っております。答弁が漏れがあったら申し訳ないですが以上で答弁のほうさしていただき、失礼いたします。一つ、ハザードマップのホームページ、ネットへの公表についてでございます。おっしゃるとおりですね、実際にこれちょっと古いものが出ているという状況でございますので、この部分につきましてはですね、取り急ぎ、現在最新のものをですね、反映させていただきよう、させていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。もう時間ないですよ。

○大江厚子議員

はい、わかりました。準備物等、心配は本当に心配されています。町はどれだけのものを準備しているのかとか、今言われました段ボールベッドがあるのかとか、ですからちょっとその辺を丁寧に広報していただければと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で6番、大江厚子議員の質問を終わります。

お諮りします。本日の会議はこの程度にして延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

○河野茂事務局長

ご起立願います。一同互礼。

延会 午後 4時00分
